

更生保護のあり方を考える有識者会議

第 1 1 回会議

日時 平成 1 8 年 3 月 2 9 日 (水) 自 午後 2 時 0 2 分
至 午後 5 時 0 8 分
場所 法曹会館富士の間

野沢座長 ただ今から、更生保護のあり方を考える有識者会議の第 1 1 回会議を開催いたします。

本日のメインテーマは、更生保護における官民協働のあり方についてということで、保護司制度を中心に御議論を頂く予定でございます。全国保護司連盟から中間報告に対する意見をヒアリングさせていただいた後、事務局からの説明を聴いた上で意見交換をしたいと考えております。

ただ、その議論に入る前に、前回の取りまとめと保護観察における新たな制度（権限）の導入について意見交換を行うこととして、午後 3 時ころをめぐりにヒアリングを開始させていただくこととしたいと存じます。なお、今回もヒアリングにおける説明と質疑応答の部分に限定し、カメラによる撮影はなしということで、マスコミの方々に傍聴の御案内をさせていただきましたので、御報告いたします。また、本日は NHK から会議風景の撮影希望がありますので、午後 3 時ころにいったん休憩を挟みまして、ヒアリング開始時の冒頭に、頭撮りということで撮影を許可したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

1 刑務所出所者等の自立更生の支援について（更生保護施設） （取りまとめ）

野沢座長 それでは、前回からの議論の取りまとめでございますが、刑務所出所者等の自立更生の支援について、更生保護施設のあり方についての取りまとめの議論を始めたいと思います。

前回の会議で意見交換をいたしました刑務所出所者等の自立更生の支援、特に更生保護施設のあり方について、事務局から取りまとめ案について説明をお願いいたします。

事務局 事務局でございます。

刑務所出所者等の自立更生の支援について、私の方から御説明いたします。

1、更生保護事業の担い手について。

民間の更生保護施設が刑事司法の重要な一翼を担っていることを高く評価し、保護観察官と更生保護施設の連携を強化し、必要な支援を行うなど、国が適切な役割を果たすようにすべきである。

昨今の刑務所収容者増に伴う出所人員の増加に対応するとともに、処遇が極めて困難で、民間の更生保護施設では対応できない者を収容保護し、多様で専門治療的な処遇を実施するため、公的な更生保護施設を、早急に、国自ら設置し運営すべきである。

公的な更生保護施設の設置に当たっては、P F Iの手法を活用するなどして民間の活力を活用することを検討すべきである。

地方公共団体が、更生保護を地域社会の課題とし、自ら更生保護施設を設置経営することも含め、更生保護事業に対し積極的な関与、協力を行うよう、地方公共団体に対し必要な働きかけを行うべきである。

民間の更生保護施設の増設を促進するため、施設整備のための補助金や更生保護委託費制度のあり方を見直すなどし、更生保護法人以外の者による更生保護事業への参入を促進すべきである。

2、民間の更生保護施設の経営環境の改善及び職員の養成について。

民間の更生保護施設は、単なる宿泊施設ではなく、入所者の自立更生を指導、援助し、その再犯を防止する処遇施設としての機能を更に高めていくべきである。さらに、処遇施設にふさわしい専門性と能力を備えた将来性豊かな人材を職員として獲得し、育成するよう努めるべきである。国、地方公共団体ともに、そのために必要な予算措置をすべきである。

更生保護施設が自ら就労機会を付与する機能を備えることは、被保護者の自立更生の観点から有益であり、取り分け、公的な更生保護施設の創設に当たっては、作業所等の設備を併設し、就労支援機能を高めることを検討すべきである。

3、社会福祉との連携強化。

高齢対象者のみならず、知的障害等のハンディキャップを抱える対象者の生活基盤を確保し、その社会復帰を円滑にするため、法務省と厚生労働省との間で継続的な協議の場を設置するなどして、自立更生支援のための本格的な協議を積み重ねていくべきである。さらに、更生保護と社会福祉の連携を強化するためには、国はもとより地方公共団体の積極的な関与が必要である。

公的更生保護施設の運営に協力することなどを通じ、厚生労働省と法務省との連携を一層強化すべきである。

4、更生保護施設と地域社会との関係。

地域社会、国民に支えられる更生保護事業とするために、更生保護に関する広報活動を一層充実し、地域社会の不安感を解消する必要がある。例えば保護司、更生保護女性会を中心とした「更生保護施設サポートチーム」を結成して、更生保護施設を地域における更生保護活動の拠点として活用するなどすべきである。

前回の議論の取りまとめの案は以上でございます。

それから、前回の会議で仮釈放許可の基準について取りまとめ案をお諮りしておりましたが、座長と御相談させていただきまして、その点につきましては、もう少し会議の中で議論を尽くした上で取りまとめするのが相当ではないかということで、次回以降に扱うことにさせていただきました。

以上でございます。

野沢座長 どうもありがとうございました。

ただ今説明のありました取りまとめ案につきまして、御意見あるいは御質問等ありましたらお願いいたします。

本江委員 今御説明いただいたうち、「民間の更生保護施設の増設を促進するため、施設整備のための補助金や更生保護委託費制度のあり方を見直すなどし」というところまでは非常に

結構だと思うのですが、「更生保護法人以外の者による更生保護事業への参入」という部分について、具体的なイメージはどういうことを考えておられるのでしょうか。

事務局 事務局でございます。

現行法の中で、更生保護法人以外の者も、認可を受ければ継続保護事業を営めるということになっていますが、更生保護法人自体ではないけれども、例えば社会福祉法人とか、あるいはその他の公益法人など、更生保護とそれなりの関係はあるが、更生保護以外の分野でいろいろ取り組まれている方々が、更生保護事業に積極的に参入していただけるような何か促進策はないかというイメージでございます。

堀野委員 そうすると、社会福祉との連携強化という中には、例えば社会福祉法人が認可を受けて更生保護事業を営むといったようなことは視野に入るのですか、入らないのですか。今の「更生保護法人以外の者による更生保護事業への参入」というところの意味ですけれども、具体的にはどういうことがイメージされているのか。新しく事業を起こして行うというよりは、社会福祉法人との連携などが一番典型的な場合かなと思うのですけれども、それはどういうイメージですか。

事務局 社会福祉とどのように連携を図り、刑務所を出所するなどした方のうち、障害を抱えた方々とか高齢者がうまく社会に溶け込んでいけるようにするかということころは、いろいろな方策があり得ると思います。社会福祉法人が行っている様々な社会福祉施設に入っただけのように、うまく連携をとって橋渡しをするという方向も1つございますし、あるいは、そういった社会福祉施設をやっておられる社会福祉法人が更生保護事業を営むことで、更生保護施設としてそういう方々を受け入れ、そういう方々にふさわしい処遇をしてくれるという方向も考え得るところだろうと思われま。

両方あり得ると思うのですが、今、更生保護事業に参入していただいていないのはなぜかということになってくると、やはり魅力がないと申しますか、経営が成り立つかどうかという観点非常にネックになっているところで、法律上の障壁が問題ということではないのだろうと思います。ですから、更生保護委託費の仕組み等々を工夫することによって、入ってきてもらいやすくするという方向もございますし、それから、厚生労働省等の関係機関と十分協議を重ねて、今ある社会福祉施設にうまく橋渡しをして入れていただけるようにしていくという方向もあろうかと思ひます。両方あるかと思ひます。

野沢座長 新しい分野という感じでしょうね。今までの既存のものでは、待ってましたというわけにはなかなかいかなくて、ひとつ、こういう分野の仕事ができてきたよということで、両方から知恵を出したり、人を出したり、お金も出し合ったりして、新しいスタイルの職場ができるのかなという気がします。

社会福祉関係の団体も、今はいっぱい民間の方がやっていますけど、例の介護制度の発足という前提があって初めてスタートしたわけですから、今回、最終提言を出して、こういう新しい分野での仕事が出てきましたと呼びかけたら、恐らく名乗りを上げてくれるところが幾つかあるのではないかと、私は期待をしています。

堀野委員 民間となると、ペイするかどうかということがやはり大きな参入動機になる。

野沢座長 一番大事ですね。

堀野委員 そう思います。これは使命感だけではやらないだろうと私は思うのです。その場合に、更生保護委託費の見直しということが出されていたのですけれども、更生保護委託費は

今、定員に対してではなくて、実人員、すなわち受託人員に対して支弁しているとのことですが、定員に対して更生保護委託費を出すという方向で見直しを考えておられるのか。あるいは、今の受託者だけに出すとして、更生保護委託費の単価を増加させることを考えたものなのか。その辺は具体的にはどうなのでしょう。

事務局 現在の更生保護委託費は、現員現給制という制度をとっています。一方で社会福祉施設は、定員定額制という制度をとっている施設が児童福祉施設等にございます。定員に対して一定の費用を支給するという方法も考えられなくないわけでございますけれども、社会福祉事業の場合は、定員に関して余り日々の増減が生じないということがございます。いったん高齢者のホームに入りますと、なかなかそれは減ったり増えたりしない。ところが、更生保護施設におきましては、極めてその増減が、その月の途中に起こりやすいということで、予算の効率的な執行という観点を考えますと、現員現給制、日額制という形が今とられているのは、そのような理由もあろうかと思ひます。

私どもとしては、定員定額制の導入を過去に考えたことはございますけれども、なかなか難しい問題もございまして、更生保護委託費の単価増ということで予算の充実を図ってきたという経緯がございます。

佐伯委員 取りまとめ案自体についてはないのですけれども、前回ちょっと申しそびれたものですから、次のテーマに移る前にちょっと申し上げたいと思うのですが。

前回問題になりました更生保護施設における処遇の支援の仕方、特に財政的な支援のあり方について、1つ、こういう方法はどうかというアイデアがございます。それは、我々研究者ですと科学研究費というものがございまして、こういう研究をしたいということをお募りして、いい研究ということになれば予算がつく制度がございます。更生保護施設における処遇についても、競争的な資金を用意して、いいプログラムに対してお金をつけるという方法はとれないだろうかという気がいたしてありますので、少し事務局の方で御検討いただければと思ひます。

私の理解が間違いでなければ、アメリカの司法省はそのような予算を持っていて、いろいろなプログラムに資金を出していると理解しております。

堀野委員 民間の更生保護施設の職員の問題ですけれども、見学させていただいたところは大体おしなべて、家族経営の場合は別にして、そうでないところは矯正関係、あるいは保護関係の職員の方々など、経験豊かな方がやっていて結構うまくいっていると私は思ひています。けれども、入所者について言えば、やはり同世代の職員といひますか、同時代を生きる職員がいるということも必要なのではなからうかという目で見ますと、やはり職員の年齢層が高過ぎる。同世代、例えば30代、40代の人を職員になると、嘱託制などでは多分だめなのだろうと思ひます。そこにおいてはやはり更生保護委託費、単価の増額という方向だと先ほどおっしゃいましたけれども、やはりそのことなどは具体的に必要になることではないかと私は思ひます。

更生保護委託費を単に見直すと書くだけではなくて、もう少し例示的にでも具体的に、どういう意味で見直しが必要かということなどを加えていただければ有り難いと思ひています。

野沢座長 よろしいですか。今の点、ひとつ表現でまた工夫しましょう。

瀬川委員 取りまとめ案のことなのですからけれども、前回、私も少し舌足らずで、要望だけを言って終わったのですけれども、更生保護施設と保護観察所というのは、特に保護観察官の関

与のあり方なのですけれども、この点、現状はどうなっているか、まず少し教えていただけますでしょうか。特に駐在のあり方ですね。

事務局 更生保護施設と保護観察所との関係、保護観察官との関係ということでございますけれども、日常的には毎朝の定時連絡という形で、更生保護施設から、その時点時点の入所者の状況などを連絡する、あるいは保護観察所の方から連絡するといったことは広く行われております。更生保護施設の職員が、入所者の仮出獄の際に、通常、保護観察所に出頭してまいりますので、職員の方も出迎えに来られますので、頻繁にそういう機会があり、連絡をしております。保護観察所に近い更生保護施設の場合は、保護観察官が自転車で行って更生保護施設にちょっと顔を出すといった形での連携がとれている例も多くあると思っております。

対象者は通常、昼は仕事に出ておりまして、更生保護施設に昼間行った場合、仕事にあづけた人はいるのですけれども、大概現に勤めている入所者に会うことはできませんので、月に1、2度でございますけれども、定期的に夜間駐在をするということで、午後5時あるいは6時以降、彼らの食事が終わったところに保護観察官が更生保護施設に出向いて駐在をし、午後9時あるいは10時ぐらいまでかけて個別面接をするといったことを定期的に行っております。これはほぼ全施設において実施されております。

そのほかにも年に3、4回、宿泊駐在についても予算がついております。これは保護観察官が一晩更生保護施設に泊まりまして、翌日の朝の動きも見られるようにということで、宿泊駐在の制度も推進しているところでございます。

また、緊急時の対応につきましても、現状におきましては、保護課あるいは更生保護振興課に所属する保護観察官、あるいはその管理職は、何かがあれば即時に対応するため、電話等での連絡ができる態勢をつくるよう進めておるところでございます。

瀬川委員 現状では人員の不足とかいろいろあって、そういう形になっていると思うのですが、先ほどの頻度という点から言えば、宿泊駐在は年3、4回ということですよ。これは少な過ぎるのではないかという気がいたします。それから、全施設で実施されているかどうか。今から10数年前でしょうか、保護の現場でも宿泊駐在について積極的な時代があったかと思うのですが、最近では、私の印象だけですが、消極化しているのではないかという気がしております。そういう点で、特に先ほどの夜間駐在というのは、恐らく午後6時ぐらいから10時か11時ぐらいまでだと思っておりますけれども、月に1、2度というのも、これも少な過ぎるのではないかという気がいたします。

特に更生保護施設での問題の発生というのは、むしろ深夜から朝にかけて多く、それゆえそこに保護観察官の目を入れておくと、大きな意義があると思っておりますので、この点、少し見直しをしていただけないかという気がいたします。特に深夜から朝にかけて、対象者もかなりいろいろな顔を見せますので、いわゆる個別に面談する以外の、集団生活の中での彼の生活態度とかを見ることができると、あるいは問題性も見取れることができるのではないのかという気がいたします。それから、保護観察官にとっても、現場でそういう処遇に関与するという意味合いもありますので、更生保護施設と保護観察官というか保護観察所との有機的な連携をかなり積極的に進めていただきたい。その点も是非盛り込んでいただけないかという気がしております。

もう1つ付け加えたいのですが、安城の事件、更生保護施設の出所者がスーパーで殺人を犯したという事件で、あのときも感じたのですけれども、もちろん更生保護施設の中でも頑張っ

ておられると思うのですが、やはり保護観察官が対象者の様子を見ていて、精神的な問題状況というのはつかめなかったのかという悔いが残る事案だと思われるので、その点、具体的な事案も含めて、この点の改善点をできれば広げていただきたいという気がします。以上です。

野沢座長 それでは、今の点はちょっと検討をした上で、また御相談しましょう。

金平座長代理 公的な更生保護施設の設置、この方向性においては私も賛成いたします。ただ、福祉という立場で障害者の行政に携わった者としては、この公的な更生保護施設で、ここに入る方たちが専門治療的な処遇を受けるということは分かりますけれども、その専門治療をどのレベルでお考えになるのか。

精神障害者とか身体障害と精神障害を持っていらっしゃる方とか、そういう方たちの施設などでの私の経験から言いますと、皆さんたちが考えられるように、何かちょっと治療すれば社会復帰して職業自立ができるという方は余りなくて、結局は、福祉の領域でいえば福祉授産施設に送り込んで、生涯その福祉的な環境の中で、昔の言葉で言う授産というレベルで生涯生活をするのがやっとなという方が多かったと思います。もちろん治療のレベルが変わってきているので、そういう方たちにも今はもっと社会復帰能力を高める薬や方法ができていられるかもしれないけれども。

実は、私たちが福祉の領域でも一番困ったのは、リハビリテーションを行っても社会復帰できない方たちがたくさんあったということです。この公的な更生保護施設が、ほかの施設と同じように3か月とか半年ぐらいで、しかも犯罪までした方たちに、そういう能力を付与できるのか。福祉で申しますと、福祉の体系の中にはリハビリテーション施設があって、その先にどうしてもやむを得ない選択肢として授産的な施設をきちんとつくってあるのですけれども、そういうものがない更生保護の体系の中では、そこから先は結局社会にただ出してしまうのか。そこら辺のことが検討されないで、ただ公的な更生保護施設が設置できたら何か解決するようなイメージにとられてしまうと、福祉との連携といいますけれども、結局、最後は福祉にどうにもならない者だけを持ってくるという感じになるかもしれないという印象があります。

ですから、冒頭に申しましたように、この項目を入れること、また、何人かの委員がこれをつくるべきだとおっしゃっていることに反対はいたしませんけれども、私はどうしてもそこから先のつなぎのところまで考えないでやるのは、少し無責任ではないかと思しますので、そこら辺のところは、このことを提言するならば、ちゃんとそこら辺も検討したというところを残しておかないといけないのではないかという意見でございます。

野沢座長 ありがとうございます。

福祉との連携をもう少し前へ打ち出してということで、これは字句で追加することはできませんね。

堀野委員 福祉との連携という点で、もう1つ。

結局、刑務所を出た後の就労支援の問題があるのですけれども、就労できれば、そこで加入者になって社会保険は適用されるのでしょけれども、就労がかなわなかったときの社会保険の適用状況。国民健康保険はまた地方公共団体で入れるのかも分かりませんが、労働保険は入れない。そういう出所者の出所した後の保険の適用、給付状況はどうなっているのか。

すぐにはお答えいただけないかとも思うのですけれども、その点はやはり問題意識として持って、厚生労働省との間での協議は行っていただきたいと思っているのですが。実情について、今は分かりませんですね。大体感覚的に何かお答えいただけるならばお願いしたいのですが。

要するに無保険状態にいるのか、それとも何らかの方策が講じられているのか、その辺はどのようなのですか。

事務局 正確な情報を私たちは持ち合わせておりませんが、多くの更生保護施設では、刑務所を出てきた後、特に医療保険のない者は非常に多々ございますので、まず最初に住民票を移動させて、住民登録をさせる。その時点で国民健康保険への手続をとらせるということを第一義の仕事として行っているところです。大変ながら、大事なことであります。

2. 保護観察における新たな制度（権限）の導入について（意見交換）

野沢座長 続きまして、保護観察における新たな制度（権限）の導入についての意見交換をしたいと思います。前回、ちょっと御紹介だけはしてございますけれども、改めて事務局から、権限の導入ということで、どんな項目があるか御説明いただきまして、御議論いただきたいと思っております。

それでは、事務局、お願いします。

事務局 事務局でございます。

前回も申し上げましたとおり、いくつかの新たな制度を、保護局としては導入する方向で検討を進めているところでございます。この会議でどこまで詳しく要件や手続等々を決めていただくかというところがございまして、非常にぼんやりした大まかな御説明になりますが、どんな問題意識で、どんなことを考えているのかを申し上げたいと思います。

最初に、保護観察からの離脱を許さず、適切に仮釈放取消し等の遵守事項違反に対する措置を講じられるようにするための方策ということで、接触義務の明確化ということがございます。

現行法におきましては、保護観察における指導監督の方法として、「保護観察に付されている者と適度に接触を保ち、つねにその行状を見守ること」と犯罪者予防更生法第35条で規定されているところでありますが、保護観察官や保護司との接触を保つことが保護観察対象者の側の義務であるということは、法律上明記されていないところであります。これは恐らく保護観察を成り立たせるための当然の前提、余りにも当たり前のことだからあえて規定しなかったということではないかと思われませんが、遵守事項として法律上明記されていないために、接触不良になっている、呼び出しても来ないとか、あるいは会いに行っても会わないという、その接触不良のみをもって仮釈放取消し等の遵守事項違反に対する措置をとることができないという問題が実際に生じております。

この点については、パブリックコメント等におきまして、保護司の方々からも何らかの手当てをしてほしいという御意見が多く寄せられているところであります。そこで、資料に記載しましたとおり、一般遵守事項として、出頭、来訪及び往訪受忍の義務があることを規定し、正当な理由なくこれらを拒む場合には、仮釈放取消し等の遵守事項違反に対する措置をとり得ることを明確化することを検討すべきと考えているところであります。

諸外国の立法例を見ましても、アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、韓国、スウェーデン等、いずれも裁判所や保護観察官の呼出しに応じて出頭することとか、保護観察官の訪問を受けることとか、担当保護観察官との接触を維持することなど、表現こそ様々ですが、何らか

の形で接触義務を遵守事項として規定しているところであります。むしろこのような規定を持たない我が国の法律が特殊であると言える状況でありまして、接触義務の明確化を図ることに、特段の問題はないのではないかと考えているところであります。

2つ目は、保護観察を実行あらしめるべく生活実態を把握するための方策ということで、立入調査権の制度を検討すべきと考えています。

この制度については、そもそも保護観察の実施のためのいかなる必要性に基づいて住居に対するプライバシーを開かせるのか、それを認めるだけの必要性とか合理性があるのかということを検討すべき必要がありますし、要件とか手続とか効果、住居内のどこまで見ることができるようにするのかなど、様々な制度設計上の問題点があると考えているところでございます。保護局としては、要件として、例えば、対象者が正当な理由がなく保護観察官及び保護司の往訪を拒み、又は一定期間保護観察官及び保護司との連絡が途絶え、保護観察官において適切な指導監督や遵守事項違反に対する措置をとるために必要な生活実態に関する情報を有していない場合等に、保護観察官が対象者の住居に立ち入ることができるものとする 것을検討できないかと考えています。

制度設計の大きな在り方としては、多分大きくいって3通り考えられるのではないかと検討しております。1つ目は、裁判所による令状審査を設けるなどして、対象者が拒絶しても無理やり住居に立ち入ることができるという直接的な強制を可能にするという方法。2つ目は、各種行政法規に多数例が見られますように、行政的な必要性に基づく無令状の立入調査権限という形で規定して、直接強制はできないものとし、対象者が立入りを拒否する場合には罰金刑を科すといった、様々な間接強制によって実現していくという方法。3つ目は、官側の立入権限としてではなくて、住居への立入りを正当な理由なく拒絶してはいけませんよといった趣旨を対象者側の遵守すべき義務として規定する方法。大きくいうとその3つの制度設計があり得るのではないかと考えているところであります。

諸外国の立法例については今調査しているところですが、必ずしも網羅的な調査結果は得られておりません。例えばドイツでは、少年事件の場合のみ保護観察官が少年の自宅住居に立入権限があるということが法律上規定されていることが分かっておりますが、その詳細な制度等は分かっておりません。米国では、連邦レベルでも州レベルでも立入調査権限があるようでございますが、根拠条文がまだはっきりしておらず、調査ができていないところであります。保護観察官が被告人の自宅又は裁判所が特定する場所を訪問することを認めることが、遵守事項とされているところから立ち入っているのか、別途権限規定があるのか等、まだ更に調査する必要があると考えています。

立入調査権限については、そういったところでございます。

それから、生活状況等の報告義務といいますのは、一般遵守事項として、生活状況、稼働状況、経済状況等を把握するために必要な書類の提出を保護観察官に求められた場合、正当な理由なく拒んではなりませんよという旨を規定することはどうだろうかということであります。

これは、現在の保護観察において、信頼関係を重視する余り、対象者の言い分をうのみにして保護観察を行っているという面があるのではないかと。状況に応じて、対象者の言い分が本当かどうかを、例えば働いていますと言っているけれども、本当に働いているのかどうか書類によって確認する。そういうことによって生活実態を適切に把握し、適切な指導等を行うことを可能にすべきではないかという趣旨でございます。

諸外国の立法例を見ますと、漠然とした書き方で、保護観察官の指導監督に従うこととか、保護観察官の調査に応じて報告することとかが遵守事項にされている例があります。それから、フランスの刑法で、生活の手段及びその義務の履行を統制することを可能とする性質の情報又は資料を保護観察官に提出することが遵守事項として規定されている例等が参考になるかと思われます。

続いて、実効性のある積極的な処遇を可能にするための方策ということで、居住指定制度がございます。これは、特別遵守事項により、一定期間更生保護施設等に居住することを義務付けることができる旨を法律に明記することを検討すべきではないかということでもあります。

これは、各種処遇プログラムを効率的に実施するため、あるいは住居や居住の対応等がその犯罪性や犯罪行動に直接関係し、改善更生の障害となっているケースについて、対象者を従前の生活環境から引き離すために、対象者に一定期間更生保護施設等への居住を義務付けられないかという問題意識であります。例えば、路上生活を常態的に送っていて放浪性とか浮浪性が顕著だとか、暴力団員等不良集団に所属していてそれらの集団に親和性がある者とか、家庭内暴力、虐待の加害者、被害者であるとか、様々なケースがあろうかと思えます。

諸外国の立法例を見ますと、更生保護施設等の中間施設に居住を義務付けるとか、あるいは、その州からほかへ出てはいけないとか、あるいは、今までの住居を引っ越さなければいけないということを遵守事項で命じることができるようにしている法制とか、様々であります。遵守事項において、居住の自由、移転の自由等を少なからず制限できるようにしているという意味で言えば、ほとんどの国がそういう法制を持っていると言っていい状況でございます。

それから2つ目は処遇プログラムの受講の義務付けということでございまして、特別遵守事項によって、性犯罪者処遇プログラム等の各種処遇プログラムの受講を義務付けることができる旨を法律に明記すること。それから次は簡易尿検査の義務付けということで、特別遵守事項によって、覚せい剤事犯の仮出獄者等に簡易尿検査を義務付けることができる旨を法律に明記することはどうだろうかという点でございます。

これらについても、諸外国の例を見ますと、こういうプログラムの受講を義務付ける、そのための定期出頭を義務付ける、あるいは薬物検査を義務付けるということは幾つか立法例として見られるところであり、特に珍しいものではありません。

特別遵守事項の付加・変更につきましては、保護観察中の事情変更により特別遵守事項の付加・変更の必要性が生じた場合に、これに対応できるよう、特別遵守事項の付加・変更ができる旨を法律に明記することはどうだろうかということでもあります。

現行法上は、付加・変更できることが明確に法律上書かれておりませんので、解釈によって事後的な付加・変更はできないものとして運用されているところでありますが、これができるように法律上明確化したいという趣旨であります。例えば先ほど申し上げました居住指定制度、あるいはプログラムの義務付けというところで、保護観察の途中でその居住指定をかけるとかプログラムの義務付けをする必要が生じたという場合に必要になろうかと考えられるところであります。

諸外国の立法例を見ますと、ほとんどどの国でも事後的な付加・変更を可能として認めておりまして、その手続を定めているのが通常でございます。

以上でございます。

野沢座長 ただ今の御説明につきまして御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

ちょっと事務局にお伺いしますが、議員立法も含めて2本、まだ参議院がこれからかと思いますが、今度の国会で審議していることをちょっと簡単に御紹介していただければ有り難いのですが。

事務局長 今日の議題との関係では、執行猶予者保護観察法の一部改正法が審議中でありませぬ。

現在、執行猶予者保護観察法によって保護観察を行っております保護観察付執行猶予者につきましては、転居と長期の旅行が届出制になっておりますけれども、これを仮出獄者等と同じように許可制にするということが第1点でございます。

それから第2点目は、特別遵守事項というものが、現在は執行猶予者保護観察法では定めることができない仕組みになっておりますけれども、これを保護観察付執行猶予者についても付けられるようにすることが内容でございます。それを付けるについては、その執行猶予の宣告をした裁判所の意見を聞いて保護観察所の長が決めるという仕組みになっております。ちなみに、明日参議院の法務委員会で審議の予定でございます。

野沢座長 衆議院は、確か全会一致で決まったと。

事務局長 全会一致でございます。

野沢座長 やはり今までのやり方で十分でないということは、これまでの議論の中でもはっきりしてきておりますので、何らかの形でこうした新しい制度を導入して、現場の保護観察官や保護司の皆さんが仕事をしやすくするということがあれば、バックアップとしては大変大事ではないかと思うのですが。これで本当に十分かどうかということについての御意見、御議論を頂ければと思います。

佐伯委員 これは今後検討すべき事項ということでしょうか。それとも、今日、この場でそういう議論をするということでしょうか。

野沢座長 まだ引き続き検討になると思うので、今日、ここではなかなか決定まではいかないかと思っております。御議論を頂いた上で、次の回くらいには何とかまとめていきたいかなと思っております。

本江委員 この立入調査権は、例の青森の監禁事件では、具体的にどんな状態だったのですか。

事務局 （以下、事件に関する説明のため省略）

事務局長 （以下、事件に関する説明のため省略）

堀野委員 往訪受忍義務を法定する場合に、往訪受忍とはどの範囲までのことを受忍義務として定めようということなのでしょう。往訪とは玄関先で受け入れればよいことなのか、あるいは、通常来客があったときに通すところまでは入れる義務があるというものならば、往訪受忍義務でほぼ十分ではないか。それに対して、それを拒めば不良措置に結び付けると考えられるけれども、その往訪受忍義務というものの内容がちょっとはっきりしないのですが、どこまでのことをいうのでしょうか。

事務局 これは必ずしも明確ではない。

堀野委員 まだ決まっていませんか。

事務局 いろいろな考え方があるのだらうと思います。

もう1つ、昨年来の国会の質疑等の状況を見てみますと、そういう状況があるならば、中に入って部屋の状況を見れば、また生活が乱れているのかどうかということは分かるのではな

いかという御指摘もあったわけです。そのような観点で、こういう制度まで踏み込むのか、あるいは、堀野委員がおっしゃるように往訪を受け入れなさいという程度の、ややソフトな方法でとどまるのか、こういうことについて意見を承りたいということでございます。

本江委員 これは、あの監禁事件以外にも、日常的に保護司あるいは保護観察官がこの業務をしていく過程で、どうしても家を見たい、だけどできないというような一般的な事象があるのでしょうか。その辺はどうなのですか。

事務局 この立入調査の関係で保護局でいろいろ検討しております際に、保護観察所に照会などをしておりますと、確かに保護司の方あるいは保護観察官が行っても、その家の中におられるしいけれど出てこないとか、あるいは、インターホンで「こんにちは」と言えば「こんにちは」と言う、それだけで終わってしまって家の中には一切入れてくれない、保護観察所に出頭しなさいと言っても来ないというような事例が幾つかあることは事実でございます。それが何件あるか、全体の数にどれくらい占めるか、そこまでは調査しておりません。

本江委員 とりあえずはそういう状態で、何度言っても訪ねてこない、あるいは行っても家の中には入れてくれないという状況が続いているが、仮釈放を取り消して、再収容するところまで踏み切れないという実情はあるのでしょうか。

事務局 はい。

本江委員 取消しの理由が付けられないということですか。

事務局 生活自体全く分からないということで、次の措置になかなか踏み切れないというのが実情でございます。

野沢座長 この間行った山口の視察でヒアリングのときに、保護司の代表の方から、是非こういう権限を与えていただきたいという御要望はございました。これは1つのケースではありますが、やはり立入りできること、あるいは接触義務の明確化をうたってもらえると、実際やるかどうかは別としても、とにかくやりやすくなるという御意見もございました。

佐伯委員 私は、現在接触が全くできていない事例があることに対する対策として、来訪義務及び往訪受忍義務を定めることはいいと思うのですけれども、更に進んで、一足飛びに立入調査権まで認めるとするのは、やはり現状から余りにも進み過ぎているように思いますし、必要性の点についても若干疑問を持っております。

先ほどの事例についても、それではリビングルームまで立ち入れれば分かったかということ、そうではないだろうと思うのです。各部屋をすべて、しらみつぶしに立ち入って調べていくのかということ、立入調査権が定められたとしても、恐らくできないであろう、あるいは、そこまでやることは望ましくないであろうと思います。

やはり個人の住居というのは、プライバシーの最も重要な権利であるというだけではなく、かなり象徴的な意味もあるように思いますので、今回、立入調査権まで設けることになりましたと、保護観察の充実強化、あるいは保護観察の性質自体に対する変容というような疑念も招きかねないという点で、必要性の点でも、それから、保護観察の世間に対するイメージの点でも望ましくないとは私は思っております。

佐藤委員 今の御発言に関連いたしましてお尋ねです。

まず1つは、この来訪・往訪と面接受忍義務とは、どういうかわりになるのか。

それから、立入りについて言いますと、少なくともこの原案を見る限りにおいては、保護司が往訪しようとしてそれを拒んだ際に立ち入ることができるのは保護観察官だという構成です

よね。その場合の物の考え方というのは、今、佐伯委員が言われたこととのかかわりで、どう構成していくかということがあるかとは思いますが、この辺り、何か現時点でのお考えあったら聞かせてください。

事務局 1点目、佐藤委員が今御指摘のところは、面接受忍との関係でよろしいのでしょうか。

佐藤委員 ええ。

事務局 往・来訪と面接受忍。そこも制度設計をどう法文に書くかはこれから検討だと思いますが、単に出頭する、あるいは来訪を受けるだけではなくて、面接をして話を聞かれ、話をする、意味内容として、そこまで義務化する方向で検討すべきだろうと考えているところがあります。

立入調査権につきましては、佐伯委員からの御指摘、なるほどということもあるわけですが、私ども事務局の方の内部の検討で、往訪の受忍ということ、官が家の中に入ってくることを受忍することが対象者側の義務として規定した場合には、所在不明になってしまった、連絡がとれなくなってしまった、どこに行ったか、その手掛かりを知りたいから、例えばそのアパートの管理人等を立会人にして立ち入るとか、あるいは、全く連絡が途絶えておって生きてるか死んでるかもよく分からない、だからだれかを立会人にして住居に立ち入るといったようなケースが、対象者側の義務として規定した場合には難しくなるのではないかと思います。何とかそこまで可能にできるような制度が工夫できれば、その書きぶり自体は対象者側の義務という規定であっても実務上特に困らないのかもしれないけれども、その辺をどうしようかというところが悩みの種であります。

それから、立ち入るための往来訪や往訪を拒む対象としては保護観察官、保護司、両方を入れておいて、立入調査の権限を行使する主体は保護観察官にしているという点については、そこまでの権力的な作用、権限行使を民間の方にさせるのはいかがなものかということで、事務局としては特段異論なく、権限の行使主体は保護観察官のみに限るべきではないかと考えております。往訪を拒んだ場合、困ってしまうという意味では、保護司の往訪を拒む場合も同じでありますので、その要件については両方を入れる必要性は高いだろうと思います。ただ、権限行使の主体については保護観察官のみにするという点で、特に事務局内部では異論なく検討してきたところであります。

佐藤委員 一般的に行政手続上の立入調査権を定めているときには、主目的は報告聴取だろうと思うのです。その報告聴取をするためには立ち入る必要がある、その限度において立ち入る権限を認めるという考え方が、この場合には主目的をどこに置こうとするか、いろいろなバリエーションがあり得るケースですので、なかなか難しいと思うのですけれども、それをある程度明確にしておく必要があるかと思えます。

そしてもう1つは、これは直接的ではありませんけれども、保護司と保護観察官が行こうとしたときに拒否したら、公務員だから官が立ち入るのだという構成にすると、現行法の保護司は保護観察官の足らざるを補うということとのかかわりからしても、メインはあくまでも官だという考え方から来ることもひょうそくは合うだろうと思うのです。しかし、もしその保護観察官と保護司との任務を明確に区分して、補完し合うところもあるかもしれないけれども、任務を明確に区分することをこの際やるんだとしたときには、この立入りに関して、立入目的とのかかわりでどう構成するかが変わってくるかもしれないと思います。したがって、ここだ

けを見て議論をするのはいかがかと、私はそんな感じがいたします。

梶井委員 この立入調査権なのですけれども、例の監禁事件を見ますと（以下、事件に関する説明のため省略）

要するに何が言いたいかといいますと、保護司であれ、保護観察官になるかもしれませんが、この立入調査権を認めるということは、恐らく更生保護活動の中でここだけきつくしても、これは行き過ぎだと、マイナスの要因になってくるだろうと思います。むしろその前に、いかにその人の追跡あるいは観察がなされていないか。最後、つじつま合わせのように立入調査権を出したところでうまくいきはしないだろうと思います。ですから、出頭・来訪、あるいは往訪受忍の義務について、これまでなかったというのは逆にどうかなと思うのですけれども、それこそ保護司あるいは保護観察官の、その当該の方との接触の中で、1回目行ったらだめだった、出てこないとか、そんなことしていると仮釈放を取り消されますよと、何度か猶予を与えているうちに聞き出す、見る、そういう形の活動でやっていくべきものではないのかと思います。だから、一般遵守事項を厳格にやるということ等をすれば、立入調査権というのは、あえて入れるとそれはむしろ阻害行為にならないかと思うので、私はここまで認めることはいかがかと考えます。

それから、その立入調査権が、改正少年法でも捜査のために今度令状が要るのですよね、確か。そういうことになりますけれども、やはりこの立入調査権は、もう少し、いわゆる犯罪、あるいは犯罪に近いものが前提にならないと、これは必要ないのではないかという感じがします。

野沢座長 御議論がまだ続くかと思いますが、時間が来ておりますので、残りました課題につきましては引き続き次回等で御議論をいただくことといたしまして、ここでちょっと休憩をとりたいと思います。

（休 憩）

〔報道関係者入室〕

3. 全国保護司連盟からのヒアリング

野沢座長 それでは、本日は、全国保護司連盟の谷川会長様、それから宮川常務理事様、小畑事務局長様、さらには中野区保護司会の永見保護司様、4名に御出席をいただいております。昨年末に出しました中間報告に対します全国保護司連盟からの意見書が提出されまして、お手元に配布されておるとは思いますが、本日はその意見書に基づいて御説明を伺うことといたしたいと思います。

大変お忙しいところをお越しいただきまして、誠にありがとうございました。大体20分程度でお話いただきまして、その後、質疑応答に入りたいと思っておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですが、どうぞ御説明、よろしくお願ひします。

谷川氏 私から、立ちましてごあいさつを申し上げたいと思います。と申しますのは、私、全国保護司連盟の会長を仰せつかりまして、まだ足かけ2年そこそこののですが、その間、特

に1年ほどぐらい前、つまり私が会長をお引き受けましてすぐに、重大再犯事件が次から次へと起こりまして、今振り返ってみれば、全国の保護司の方々に対する、その当時は風当たりという感じすらしたのですが、みんな非常にこの制度について自信を失いかけてました。私は現在、東京の港区の保護司なのですが、本当に私自身が、このままではこの制度はもたないのかしらという恐怖心にすら駆られたことがございます。ところが、5月になり、6月になり、そして夏場のあの7月から、皆様方にこの有識者会議を組織していただいて、その後、実にお忙しい中にもかかわらず数多くの会合を重ねていただいております。今日、私がここへお伺いしたのは、現在の全国保護司連盟がどういう状態にあるかということをお報告することよりも、むしろ、今日まで御議論いただきました、そのことについて感謝を申し上げたいという気持ちでお伺いをいたしました。全国保護司連盟として今日まで組織の内部でいろいろ議論してまいりましたこと、あるいは保護司としてそれぞれで経験したことについても率直に詳しく御報告することができますことは、私も保護司ですけれども、私以外の方々をお願いしまして、私といたしましては、この制度がもしこのままでないような状態になってきたときのことを考えますと、とてもとても会長職をいつまでも仰せつかるわけにいかないぐらい深刻に感じておりますので、どうぞよろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

野沢座長 ありがとうございます。

それでは、具体的な中身につきましては、事務局長、小畑さんからよろしく申し上げます。どうぞおかけになって説明してください。

小畑氏 それでは、座って説明させていただきます。

全国保護司連盟の事務局長の小畑でございます。現在、更生保護のあり方を考える有識者会議が立ち上げられまして、委員の皆様方には御熱心に更生保護に関する議論をしておられることに対しまして、非常に心から感謝申し上げます。

昨年12月26日に有識者会議の中間報告を受け、全国保護司連盟におきましては、全国の各地区保護司会長、都府県の会長等、約950名でございますが、意見書を送付いたしました。また、1月の中旬には法務大臣のお計らいで全保護司にこの中間報告が配布されたわけでございます。特に保護司としては、この中間報告を心待ちしていました。と申しますのは、平成16年に、全国保護司連盟におきましては、犯罪・非行の態様が非常に複雑多様化していること、さらに地域社会の変容によりまして保護司の職務を困難化して、保護司の適任者の確保がなかなか難しくなっている。こういう局面を打破するために全国保護司連盟では、保護司活動の基盤整備ということで、従来から開催されています保護司活動推進研究会の中で、保護司の基盤整備強化研究を継続して実施してきたわけでございます。そういう時に有識者会議を立ち上げていただきましたので、更生保護という狭い土俵の中ではなくて、大所高所から皆さん方の御意見を提案していただいたことは、全国保護司連盟にとりまして非常に有り難いことでございます。お聞きしますと、パブリックコメントも保護司から相当提出されたということでございますけれども、保護司が保護司活動の基盤整備について、自分たちで改革していかなければいけないという活動を実施している中で、有識者会議が立ち上げられ、今回中間報告が出されたということで、私ども保護司としては、今後、保護司制度の充実強化策を検討する中で非常に大きな指針を頂いただいたということでございます。

本日、委員の先生方にお配りしました全国保護司連盟の中間報告に対する意見書でございま

すが、これはそのパブリックコメントをまとめたというよりは、むしろ平成16年度から継続しております保護司活動推進研究会におきまして、有識者会議の意見について全国から保護司の代表の方々が集まりまして、検討会を5回進めさせていただきました。この意見書は、事務局長が、その推進研究会の委員の意見と、それから若干パブリックコメントの意見をまとめて、全国保護司連盟の意見書ということで提案させていただいたわけでございます。事務局長として、この意見書をまとめた責任上、若干説明させていただきまして、具体的な委員の皆様方の御質問につきましては宮川保護司、永見保護司などベテランの保護司の方からいろいろお答えすることになると思います。

それでは、意見書について重点的に御説明をさせていただきます。

初めに、今申し上げましたとおり、全国保護司連盟といたしましても、自ら自分たちで改革しなくてはならないと検討してきた中で、こういう御報告を頂いて本当に有り難いと思っています。また、保護司の活動につきましても非常に高く評価していただいているということで、非常に深甚なる謝意を表したいと思うわけでございます。

それから、更生保護の理念等についてでございますが、これは報告書におきましては、保護観察における規制の強化とか再犯防止のための諸施策について意見が多く列挙されておりますが、制度全体が再犯防止の方向のみに特化されているのではないかとということで、それによりまして改善更生思想が後退していること、また、人間愛を基調として活動してきた保護司にとっては若干違和感を覚えるという率直な意見が出ておったわけでございます。しかし、今般の有識者会議が設置されたのは、保護観察対象者の重大再犯というのが契機でございますので、これら痛ましい事件を踏まえすと、やはり保護司は反省すべき点は真摯に反省しなくてはならない。必要な改善は行って、更生保護制度の充実、必要性は十分意識しておるということでございます。

対象者本人の改善更生を図ることにより、再犯防止するために保護司は日夜努力しておりますが、現場の一線で日常的に、1人1人の保護観察対象者と接触しながら、その人生と向き合いながら職に当たっている。そういう感覚からしますと、再犯防止のみを一義的な目的に定めることは、多くの保護司の士気をそぐことになりかねないばかりか、やはり保護観察事件が非常に処遇困難化しておりますので、現在でも負担感があるのに、なおさら増してしまうのではないかと、そういう意味で精神的な圧力を加えかねないのではないのかということでございます。しかし、最近の再犯事案等の影響により体感治安が非常に悪化している現在は、国民が更生保護制度に再犯防止を求めることも至極当然のことでございますが、その点、保護司といたしましても、更生保護制度の理念に再犯防止機能は含まれることを一概に否定するものではございません。今、やはり必要なことは、改善更生により再犯防止に至るまでのプロセスを明確にしまして、それを社会に対して分かりやすく説明することだと思います。このような観点から、最終提言におきましては、更生保護の理念が後退することのないよう、特段の配慮をお願いしたいということでございます。

次に、保護観察官と保護司の協働態勢のあり方でございますが、我が国の更生保護制度は、専門性を有する保護観察官と、地域性を有する民間ボランティアである保護司とが協働で行っているのが特色でございます。しかし、中間報告にも指摘されておりますとおり、保護観察官の数が限られておることから、必ずしも保護観察官の専門性がいかされる体制になっていないことは否めないと思います。保護観察官の専門性の向上が望ましいことは、もう多言を要しな

いものであると思いますけれども、現在の体制の中では、保護観察官が専門性を備えていても、なかなか発揮できる体制ではないと受け止めます。特に再犯防止のための保護観察官の関与が十分でなくて、保護観察官から保護司に対しての、いわば打ち返しといいますか、打てば響くような助言指導が十分に発揮されていないと感じる保護司が非常に多いと思われま。その原因はいろいろあると思います。保護観察官の資質の問題もあるか分かりません。姿勢の問題もあるか分かりません。それから、やはり保護観察官の人員体制といいますか、それが非常に脆弱であるということもその原因であると思われま。意見書にも書いてありますけれども、保護観察官の事件担当と、それから保護司に対しますスーパービジョンといいますか、80人前後の保護司を担当している。そういう面では、増員を含めた体制の整備を確立するということが非常に重要ではないかと思われま。

昨年度、保護司の活動実態と意識に関する調査を行いました。これは、先ほど申し上げました保護司の基盤整備、保護司制度を改革しなくてはならないという中で、やはり実態・意識調査をする必要があるということで法務総合研究所にお願いした調査でございます。その中では、新たに保護司になってもらうとか、また、保護司を長く続けてもらうために一番大事なのは何かという設問に対しまして、74.8%の保護司が、保護観察官による処遇の充実が一番大事であると回答しております。ほかの保護司実費弁償金とかいろいろ予算面の課題もありますが、それよりもやはり保護観察官による処遇指導の充実であるということが強調された調査結果でございました。この調査では、保護司制度のあり方についてもいろいろ触れておりますが、やはり保護観察官の処遇指導の充実、これは何よりも保護司が望むわけでございます。そういう意味では、保護観察所の体制整備、確立が避けて通れないことではないかと思っております。私どもとしては、保護観察官と保護司を、その機能面から役割を分化した場合、厳父慈母論といいますか、すなわち指導監督は保護観察官が行い、補導援護については保護司が行うという役割分担をしたらどうかと思いま。

それから次に、保護司制度の向かうべき方向についてでございますが、まず予算面でございます。保護司制度の源流というのは明治21年にさかのぼるわけでございますが、無償の奉仕の精神をもって、皆さん、対象者の改善更生に努めてきたわけでございます。この無報酬であるということに非常に意味があるわけございまして、保護観察対象者におきましても、無報酬で保護司がそういう活動を行っていることで、人間関係もできているのかなということでござい。そういう意味で、現行の保護司制度を基盤とした更生保護制度を維持していく上においては、やはり報酬制の導入には非常に消極的というのがほとんどの意見でございます。

平成18年度予算におきましては、杉浦法務大臣の御英断で、非常に大幅な保護司実費弁償金の増額がございました。これは保護司の士気が高まり、こうした御配慮に対しては皆さん方は非常に感謝しておりました。実費弁償金の増額に加えて、組織としていろいろ活動することが非常に多くなったわけでございます。組織活動経費に相当する手当ての新設といいますか、そういう経費が是非欲しいというのが、やはり保護司からの強い要望でございます。地域活動推進費といいますか、いわゆる地域活動を充実するための予算的な裏付けということについて多くの意見が出されていたわけでございます。

それから、保護司適任者の確保でございますが、これはもう先ほど申し上げましたとおり、保護司制度の大きな課題の一つで、やはり後継者といいますか、適任者がなかなか確保できないということです。全国保護司連盟におきましては、昨年、保護司候補者内申委員会モデル地

区を設置する事業を試行しております。それは全国の都道府県に1から2のモデル地区をつくりまして、従来の保護司のネットワークのみではなく、地域における自治体、PTA、民生委員など地域の関係機関、団体の関係者を構成員として、内申委員会を設置し、幅広く保護司の適任者の発掘に当たるといふこととでございます。今回は全国保護司連盟の試行でございますが、この試行の検証の結果、非常に効果があるといふこととあれば、国費による予算措置についても検討いただき、幅広く実施したいといふこととでございます。

それから、就労支援方策でございますが、これは法務省と厚生労働省との間で協議がなされまして、相互的な支援が動き始めるといふこととでございますが、これについて、中間報告でも指摘されておりますが、やはりこの保護観察対象者が就労するかどうかで、再犯に影響するといふこととございまして、保護司が一番苦勞するのは保護観察対象者の就労といふこととでございます。どちらかといふと、その保護司の個人的な努力によって開拓している状況でございます。開拓しても、すぐ辞めたり、それから金品を持ち逃げしたりして、雇用主にも非常に迷惑かける。そういう面では、厚生労働省との相互的な就労支援策が図られたことは非常に大きな意味を持つのではないかと考えています。全国保護司連盟では先般、協力雇用主の拡充を図ることと、それから組織化して、できれば全国組織をつくるような形で支援して、就業先の確保の必要性について国民の理解・協力を得るような方策を検討する。効果的な就労支援対策のために、関係機関と国民の理由・協力について提言を願えれば有り難いといふこととでございます。

それから、地方公共団体との連携強化でございますが、これは保護司及び保護司組織の活動は地域を基盤としているので、地方公共団体からそれぞれの支援を頂いておりまして、特に平成11年の保護司法の改正で、地方公共団体は協力することはできるという規定がうたわれまして、そういう法整備により必要な協力が得られているわけとでございます。地方公共団体の良好な関係を維持するために保護司会等が努力しておりますが、最近の市町村合併の動きの中で、非常に財政悪化等を理由として、保護司組織への補助金とか助成金を削減したり廃止したりする自治体が非常に多くなっておりますので、そういう意味では、やはり地方公共団体が更生保護に協力することの意義と必要性を、是非最終提言において明確に指摘していただきたいといふこととでございます。

犯罪予防活動及び各種啓発活動でございますが、中間報告の提言の中で、保護司の負担を軽減するために、“社会を明るくする運動”を始めとする犯罪予防活動を見直すべき旨の意見が記載されております。確かに、“社会を明るくする運動”を始め、犯罪予防活動もマンネリ化したなど、いろいろな意見がありまして、今のままでいいとは思いませんが、ただ保護司にとっては、この更生保護制度が社会内処遇であり、有効にそれを機能させるためには地域社会の理解が不可欠である。そういう面で保護司は保護観察対象者の改善のために、匿名性の確保はもちろん大事でございますが、平成11年の保護司法の改正などを機に、組織的な地域活動や啓発活動、特に保護観察中の再犯事件が大きく取り上げられ、厳しい目が向けられておる現状におきまして、この更生保護制度の存在意義とその役割を的確に地域社会に説明していく必要があるのではないかと考えています。そのためにも積極的に、地域社会に対する働きを強めていく必要があるのかと考えています。そういう意味では、むしろこれらの活動について、積極的に充実させる観点から議論していただきたいといふ意見が多くの保護司から出ているわけとでございます。

被害者支援施策でございます。これにつきましては、新しく保護司に、1つの業務、役割が

増えるわけでございますけれども、被害者支援施策を充実するためには、それに当たる保護司の増員とか、それに対応する保護観察所の充実した職員体制というのは避けて通れないのではないのかということでございます。この被害者支援につきまして、保護司として地域社会で活動することは、重要な活動の1つになるのではないかという意識は非常に皆さん強いわけでございます。

それから、保護観察所の体制の充実ということでございますが、いろいろ前にも触れられておりますが、職員、組織において職員全体の資質の向上を図るということは、どんな組織でも重要な課題と思います。そういう点で意識改革、専門性の向上も大事だと思いますけれども、それと同時に、やはり保護観察所の官署の体制整備が欠かせない。体制整備もいろいろあると思います。それは保護観察官の意識の向上とか専門性を高めるのも1つの方法が分かりませんが、人を増やすこと、そういう体制整備が是非必要ではないのかなと思っております。

それから、この結びになっておりますが、有識者会議の提言は、今後の保護司制度のあり方を大きく左右するものであると承知しておりますが、中間報告の内容を見ますと、更生保護の主たる担い手である保護司にとっては、多くの重大な論点が認められるわけでございます。最終提言を取りまとめるに当たっては、十分に私ども保護司の意見を取り入れてほしいと考えております。それから、更生保護関係者が向かうべき目標とか理念、夢を共有して、それぞれの役割において意欲と熱意を持って改革に取り組むことができるようにしなければならないのではないかと考えております。

最後に、昭和56年から平成9年まで15年間、全国保護司連盟の会長をお務めになった瀬戸山三男先生が、亡くなる4日前に、全国の保護司の皆さん方に託すということでお手紙を頂きました。その中で、「保護司の任務は誠に地味で、気苦勞の伴う困難な仕事であるが、犯罪や非行に走り他人に害を加え、社会の平和を乱すばかりでなく、自らも人生を不幸に落とした人々を、自己の利害を離れ、真の人間愛の発露として善導更生させ、また、犯罪や非行のない社会で、明るい社会構築のため精魂を傾けておられる姿は、正に神の愛の実践者、仏の慈悲の権化と申すべきもので、私は全国の保護司の皆さんに接するとき、これこそ菩薩の集団と感激を深くして今日までやってきました、今日、他を顧みず、真の人間として心を失い云々」とありますが、やはり、我々保護司は、どんな困難であろうと、更生保護事業を営むことに誇りを持って、だれかがやらなければならない仕事と位置付けまして、これを放棄することはしない。それは先人があらゆる苦難を乗り越えて我々に伝えてきたものでありまして、この精神を将来の世代に告げたいと考えております。

有識者会議におかれましては、我々のこの気概と精神を了とされまして、更生保護制度発展のために、すばらしい提言を頂きたいことを切に要望する次第でございます。

以上でございます。

野沢座長 小畑事務局長さん、ありがとうございました。

ただ今の御説明に対しまして、御質問、御意見等ありましたら、どうぞひとつよろしく願います。

それでは私から最初に1つ御質問いたしますが、5回にわたる研究会を重ねた上に、私どもの中間報告に対するパブリックコメントを加味してつくられたということでございますと、既にこの内容については全保護司の意思をおおむね代表していると理解してよろしゅうございますか。

小畑氏 全保護司というか、保護司の大半の意見を尊重して、こういう意見書を作成いたしました。

野沢座長 ありがとうございます。是非とも、今日頂いた皆様の御意見を報告書の中にもできる限り反映させたいと私は思っておりますので、その旨、冒頭申し上げておきたいと思えます。

小畑氏 時間が短うございましたので、ちょっと説明ははしょりましたけれども、この意見書に全国保護司の集約したものが掲載されておりますので、その辺、御理解いただきたいと思えます。

野沢座長 はい、ありがとうございます。

杉浦法務大臣、御出席をいただきありがとうございます。

せっかく保護司の代表の方もお見えでございますので（笑声）、先般の衆議院の法務委員会で大臣が重ねて保護司の役割の重要性について言及をしておられ、全部拝見をいたしましたが大変心強く思っておるわけでございまして、これから、この諮問の扱い等も含めて、法務大臣のこの保護司制度に関する今のお気持ちと申しますか、それから、これからの取組等について、御意見賜れば有り難いと思うのですが。

杉浦法務大臣 私が選挙をやっている関係上、地元の各小学校区に、保護司の先生方が4、5人はいらっしゃるでしょうか。地域の立派な方々が本当に、草の根と申しますか、しっかり根をおろした方々が取り組んでいただいております。恐らく全国あらゆる地域そうではなからうかと思っておるわけです。その方々が本当に御苦労なさっていることは拝見をしております、本当に常々敬意を表しておりますし、感謝しておる次第でございます。

不幸な事件が幾つか起こりましたけれども、これはもう何と申しますか、時代の風潮と申しますか、先生方はショックかもしれませんけれども、これはもうむしろ国全体で取り組んでいくべき問題だと思っております。

就任早々予算の時期が参りまして、保護司の先生方が身銭を切ってやっておられるのは知っておったのですが、予算を見てびっくりしまして、大臣折衝事項に持ち上げて、とりあえず保護司実費弁償金を3割増させていただいたのですけれども、来年度は私が大臣在任時に予算要求時期参りますので、総理とも掛け合って倍額は要求するぐらいの意気込みで当たっていきたいと思っております。これは予算委員会でも明言いたしまして、その前に首になれば別ですけども（笑声）、やろうと思っております。

いろいろ御提言いただいておりますが、充足率が保護司の定員に対して93%ですか。なかなかいただく方を見出すのは難しいという事情もおありになるようでございます。やはり事業は人でございますので、瀬戸山先生は菩薩の集団だとおっしゃっていましたが、本当に人柄と申しますか、熱意のある、使命感を持った、しかも経験のあるお方になっていただくことが必要だと思っておりますが、一方、正直言って、拝見しておりますと、今まで保護司の方は人づてと申しますか、今までの保護司の御縁でリクルートするという手法に多く頼っていらっしゃるようなのですが、今度は保護司候補者内申委員会ですか、何かおつくりになるとか。時節柄、自民党も候補者を公募するような時期になってきたわけですから、むしろ公に募集して、でも、そういう委員会で審査の上で任用されればいいわけですから、大々的にやられれば、もっと広範囲から、よし、やってやろうという方が出てこられるのではないかという感じがしております。事務当局にも検討するように言っておるのですが、それはお考えいただ

いたらいいかと思います。それで、新しい被害者支援事業と申す任務を背負っていただきます。

お仕事そのものが複雑困難になっている上に、更に新しい職務を加えますし、就労支援策も触れられておりますけれども、今も私どもは、再犯防止、つまり刑務所や少年院を満期で出た人は、一時更生保護法人に宿り木があるだけです。公的施設もないから、これも何とかしなければいかんと思っているのですけれども。社会復帰できなくて再び施設に戻ってくる人が、刑務所の場合、約半分、少年院が約2割いるわけなので、そういう人たちがこの社会で更生できるよう、そのかなめは就職ですね。職を得た方の戻ってくる率は非常に低い。戻ってくる人のほとんどは無職という事情ございますので、その面で、国として何ができるか、地方公共団体や民間企業と協力して、そういう方々に対して職をつくり出すということをむしろやらなければいけないのではないかとということを実際に検討しております。それをやるについても、今、幾つか仕掛けているのですが、やはり現場におられる保護司の方々との連携はもう欠かせないと思うのです。今、幾つか仕掛けておるのですけれども、そういう新しい仕事も出てまいりますので、やはり増員と申しますか、もっと多くの方に御協力いただくことは必要なのではないかと痛感いたしております。

御提言の中にもありますので、是非お声を頂いて、全体で本当に雄偉な人柄の方が熱意を持ってこの事業に当たっていただくということに、我々、事務次官以下、みんな真剣に考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

野沢座長 大変心強いお話を頂いておりますので、是非私どもも積極的な意見を集約しまして、この機会に更生保護の仕組みを思い切ってひとつ改革をするということで、引き続き御議論を頂きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

杉浦法務大臣 一言落としました。私、世界中で、保護司のような方がこういう事業に当たっているのは余り知らないのです。これはもう世界に誇るべき、先輩がお育ていただいた仕組みではないかと思うのですね。

裁判所の調停員の制度もそうなのですけれども、何といいましょうか、これから官は小さくして、できるだけ民間の方に御協力願うという、官から民へという流れにも沿うことだと思います。例えば保護局の人材、保護観察官を増やせという意見もあるのですけれども、これはつまり大きな政府の方向でございます。もちろん足りないところは補わなければいけません、むしろ世界に誇るべき制度を更に立派なものにしていくことが大事なのではなからうかと思っておりますので、是非先生方のおまとめの点で、この制度が前進するようにお図り願えれば有り難いと思っております。

野沢座長 はい、ありがとうございます。

もう1点、私から御質問をよろしゅうございますか。現場を幾つか拝見してきているのですが、この地方公共団体の協力の度合いというのが、場所によって随分違うのですね。この地方公共団体の行政あるいは議会含めて全面的に協力し、場所の提供、要員の協力、更には予算的な支援措置まで含めて、もう全力を挙げてやったださっている地方公共団体もあるかと思えば、ほとんど窓口を形式的に設置しているだけで、この仕事はお国の仕事だから、私どもはそれを期待し依存するということで、ほとんど手を貸してくだらないところがある。保護司法を見れば、先ほど御指摘いただいておりますが、この地方公共団体の協力を頂くことができると書いてあるのですが、これ、できるのではなくて、やらねばならない、そういう表現にしてもいいのではないかという気がするのですが。

今、杉浦法務大臣からもお話がありましたように、国の仕事をこれから全面的に地方へ移管する、あるいは民間 - - どうもありがとうございました（大臣退席） - - 民間でできることは民間へ、地方でできることは地方へということであれば、本来、この更生保護の仕事は国の責任において実行することではありますが、地方の協力と民間の能力を引き出すことによって相当大幅に体制の強化ができるのではないかというイメージを今持っておるわけでございます。

その意味で、是非うまくいっているケースを幾つか取り上げていただいて、まだまだ十分でないところに対して、そのしっかりやっているところに倣って、これから出てくる首長さんなり、あるいは地方の議員さんなりは、マニフェストにおいては安心・安全、更生保護の世界に対しても抜本的に改革するという公約をひとつ掲げてやっていただければ有り難いと思います。保護司の皆さん方には、5万人という数があるわけですから、1人の政治家をつくることも地方では十分可能だと思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいなと思います。私どものこの議論の中でも、その辺をしっかりとこれからまた重ねまして、報告の中に盛り込みたいと思っております。

谷川氏 私から1つ。

よろしゅうございましょうか。

私、10年間、広島で保護司をやらせていただいて、東京へ出てきてまだ3年なのですが、やはり地方と中央の大都市とでは、同じ保護司の仕事でも随分違うと思います。今、座長の御指摘になられた問題の中には、私の経験から言いますと、地方の場合には、あえてコミュニティーという言葉を使わせていただければ、使い方がいいによっては、このコミュニティーをいやすことができる。大都会の方は20世紀の後半、都市がどんどん郊外へ、郊外へと拡散しましたけれども、どうやって新しいコミュニティーをつくれるかという問題にずっとかかわってきた。犯罪予防も含めて、それから犯罪を犯してしまった者の社会内処遇の問題についても、国も地方も一緒になって、今が非常に大事なところへ来てるのではないだろうかという印象を私は受けております。

野沢座長 御指摘のとおりでございまして、私が閣僚に就任しましたときに、治安の回復ということを第一に、小泉総理から特命を受けたのですが、早速、その治安対策閣僚会議ということで、全閣僚の協力を頂いて、行動計画というものを平成15年の暮れまでにまとめたのですけれども、その行動計画の中で一番先に取り上げたのが、地域社会の協力・協調体制、これをしっかりと固めるということがうたわれました。そのせいかどうか知りませんが、幸い、今、認知件数そのものも3年連続して減少しておるわけでございます。その意味で、更生保護の世界においても、当然これはもう地域との協力をもっともっと強くする。そういうことによって、恐らく今の1,300人で対応しきれない問題の相当部分を解決できるのではないかという期待を今持っておるわけです。

広島では、例の暴走族の取り締まり等、大変成果を上げていらっしゃると思いますけれどもね。

谷川氏 はい、やりました。

野沢座長 こんなことも含めて、地域の協力を引き出すために、全国保護司連盟といたしましても、是非ひとつ、うまくいっているところのケースをほかの地域にもひとつ普及させていただくような御活動をお願いできればと思います。

谷川氏 はい、分かりました。

野沢座長 先生方、いかがでしょうか。

金平座長代理 それでは、1つ。

今日は御意見をありがとうございました。頂戴いたしました意見書の3ページにございますが、私はかねがね、保護観察官と保護司が、やはりそれぞれの持っている特性をいかながらやってこそ、本当に1人の対象者の処遇が完成するのだらうと思っております。この3ページの真ん中辺にございますけれども、74%の保護司が保護観察官による処遇指導の充実を大変大事だと思っているという、この言葉に同感でございますが、こちら辺の、保護司の方から見た保護観察官の処遇指導について、どういう充実を求めているのか、もう少しこちら辺のところを敷えんしていただければ有り難いと思います。きっと保護観察官の方も、何を期待されるかというところを、せっかくこういう機会なので、やはり皆さん考えていらっしゃるようでございますから、それを保護司の側からも明確にさせていただくと思います。

永見氏 はい。

保護観察事件の担当を命じられてから、1年とか2年とか3年とか担当するわけですが、その間、実際にその対象者と身近に接しているのは私たち保護司だと思います。その接した内容、対象者の状況というのは、毎月経過報告書で保護観察官の方に提出をいたしますけれども、ただ、書面だけではやはり分からない部分もあると思います。ですから、もうちょっと欲を言えば、直接保護観察官が面接する回数を増やすとか、それから最終的には良好解除とかで終了ということになりますけれども、その前に、もう一度その対象者の状況等を確認するといいたいまいしょうか、そういうきめ細かさみたいなものがあれば、もっと保護司との意思の疎通も図れるのではないかと思います。

金平座長代理 直接的な日常の中で、もっと面接の回数を保護観察官が増やして下さることによって、保護司さんと実際に処遇の方向性を確認できるということでございますか。

永見氏 そうですね、はい。

ですから、それは先ほどの、この中の話にもありましたけれども、中野区には約100名の保護司がおりますけれども、それを1人の保護観察官で見えています。ですから、やはりちょっと難しいかなと思います。皆さんとても優秀で熱心にやってくださっていますけれども、できればですけども、その辺をもう少し何とか改善できれば、もっと処遇もうまくいくのではないかなと思います。

金平座長代理 分かりました。

私も、この有識者会議にかかわらせていただきまして、実際にボランティアとして保護司の御活動はもうよく見ているのですけれども、いろいろな事件も起こってくる中で、今、大変、中野区の例を大変遠慮っぽくおっしゃいましたけれども、私は少しこういう機会にお互い、ここをやってほしかったというところを出してこそ、もう1歩前に出ることができると思って、私はこの会議でも少し遠慮なくいろいろな話をするように心掛けております。今、大変遠慮っぽくおっしゃいましたけれども、やはりもう一つ保護観察官が前に出てきてくれればというふうにもとれたのですが、それでよろしゅうございますか。

永見氏 前へ出てくるという意味がちょっと...

金平座長代理 ちょっと表現が悪かったかもしれませんが。

宮川氏 よろしいでしょうか。私も同じようなことで申し上げたいのですけれども。

確かに1歩前へ出ていただきたいという希望はあります。ただ、今、保護観察官に人員的な、それだけの余力があるか。私は葛飾区ですが、170人の保護司に保護観察官は2人です。担

当件数は約200件。非常に優秀で活躍してくれるのですけれども、私どもは保護観察官の多忙を知っているだけに、これ以上仕事をお願いできないという気分もまたあるわけです。そういう点で不満を持っている保護司はいると思います。保護観察官が無能力とか、保護観察官が手を抜いているとかではなくて、これは人員的に無理だなということです。年配からしまして、今、保護観察官は30代、40代の方が多いのですが、ちょうど我々の子供の世代ですから、そういう人に余りそんな無理なことも頼めないなということもあります。

前日も御報告申し上げましたけれども、保護観察官の代わりを保護司がやるわけには絶対いかないわけでして、保護観察官はあくまでも指導監督をする行政官でありますし、我々は民間の慈善事業から出発した補導援護をするグループでございますから、それがうまくマッチングしたことが日本の更生保護を成功させたのだと思うのです。そういう意味で言いますと、我々が人員的に、エネルギーとして加わることはできますけれども、専門官としての保護観察官の代わりはできないと思います。そこところが非常に辛いところでございます。

特に、昨日もある保護司会の会合で話が出ましたけれども、保護観察官の異動が非常に早い。大体2年か3年に一遍移動しますが、着任すると保護観察官は、地区の保護司の顔をまず100人ぐらい覚える、それから担当件数を100件ぐらい理解する、それに恐らく半年はかかるだろうと思うのです。その間、事件対応の力はそがれます。ですから、せめて保護観察官については、もう少し在任期間を長くしてほしいというのが保護司の希望でございました。

本江委員 いろいろお尋ねしたいことはあるのですけれども、最初に、後ほどまた議論になったら申し上げますが、いわゆる今回の有識者会議の中で再犯防止ということが強調され過ぎているということが保護司会の意見書の中に書いてありました。私の言おうとしているところは、書いてあることとは全く違うところありますので、後ほど、その点については申し上げたいと思います。

ちょっとお尋ねしたいことは、よく専門性を有する保護観察官と、それから地域性を有する保護司との協働ということが一般的に言われることですよね。その言葉の意味するところ、専門性を有する保護観察官と言った場合の、その専門性ということについて、保護司の皆さん方は、どういう能力をもって専門家だと考えておられるのか。一般的なお話で結構ですので、ちょっとお聞かせ願えればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

宮川氏 私は33年保護司をやりました。父がやはりその前の20年やっていますから、戦後の更生保護や保護司制度は恐らくずっと見てきたのですが、最初のうちは、主任官の方には失礼な言い方ですが、アバウトというか、大ざっぱな主任官がたくさんおいでになりまして、公務員というよりも我々の仲間・先輩という感じの方が多かったと思います。最近法律はもちろん、心理学とか社会学を専攻した優秀な若い人がたくさん入ってみえまして、先ほど申しましたけれども、私たちの子供くらいの方々でも、いろいろお話をすると、社会学的な部分とか、特に心理学的な部分での的確な指導をされる保護観察官は増えてまいりました。そういう意味では、私はやはり専門性のある主任官、保護観察官というのは重要だと思いますし、非常に有効に作用していると思っています。今後この流れはもっともっと進めてほしいと思います。

また、今日問題になっております性犯罪や医療観察の問題で必要とされている専門性を要する保護観察官を多数養成してほしいと思っております。

榊井委員 簡単にお伺いしたいのですが、意見書の4ページに、保護司の適任者をいかに確保して、あるいは育てていくのかということは非常に重要だと思いますが、ここで本年度から

モデル地区をなさるとあるが、これはどのようになっているのが1点と、先ほど、法務大臣のお話にも出ましたけれども、公募という形についてはどのようなお考えなのか、消極的なのかどうか、2点お伺いしたいです。

小畑氏 これは平成17年3月に、全国保護司連盟の方でモデル地区の設置ということで試行しております。これは、いわゆる今までの保護司の推薦といいますか、適任者の確保というものが、どちらかというとその保護司の人脈やネットワーク、保護司を通じて確保するとなっております。そうすると、保護司を通じて確保すると、例えばその保護司が地方公共団体に働き掛けることもあるわけです。そういう狭いネットワークではなくて、地方公共団体、PTA等、それを組織化したらどうかということなのです。特に保護司の充足率の低い地区がございます。そういうところをモデル地区にできる限りしましよというところで、具体的には町内会、民生委員、少年補導員、地方公共団体関係者、教育委員会、警察等々でございまして、そういう地域の各種機関、団体にメンバーになっていただいて、内申委員会を立ち上げるということでございます。

それで、若干経過というか報告も幾つか参っておりますが、この内申委員会を設置して、適任者を確保する、推薦するという事は確かに非常に大事ですけれども、皆さんがまず、保護司を、この関係機関、団体にまず説明して理解していただかないと、この内申委員会のメンバーに入らないわけです。そういう面で、保護司会としては、私ども全国保護司連盟とか保護局に、もっと地域住民に分かるようなPR、DVDとか、それから広報のチラシも含めて、そういう資料を作ってほしいということで、今、保護局ではそのDVDを作成したりチラシを作成したりしておりますが、そういう内申委員会を設置することによって、更生保護をやはり並行してPRしていかないと、そういう適任の関係機関、団体が入ってこない。長崎の事例がございましたが、充足率86%の地区が93%になった。他の例でも、内申委員会の推薦は4名であったが、その波及効果でモデル地区以外からも候補者が出て、充足率が84.6%から90.1%になったという報告です。充足率73%だったのが88%に上昇したとかですね。これは今のところは、非常にそういう適任者が多く発掘されたという報告がまず出ておりますので、他のモデル地区はまだどうか分かりませんが、一応少しずつ効果が出ているということでございます。

それで、このモデル地区設置するときに、やはり保護司の方々は、保護司の人脈とか、そういうことだと何か狭い感じで受け止めますけれども、決してそうではない。例えば、地方公共団体に顔がきく方、PTAに顔がきく方、いろいろございまして、そういう方にいろいろ呼びかけておるので、決して今まで保護司の狭い土俵の中云々ではなくて、結構人脈といってもそういう広い地域、地方公共団体とか、その関係団体からの把握というか、適任者の発掘に努力しております。そういう面で、全国保護司連盟では組織化するという形で、こういう内申委員会のモデル地区を設置したわけでございます。以上です。

宮川氏 いいでしょうか、補足で。この内申委員会は、今年の11月までということで、モデル地区でございますので、そこでの成果を総括して、その後につなげようということなのですが、今お聞きになってお分かりのように、ある程度公募のスタイルになっているわけです。我々、全国保護司連盟といたしましても、世の中のいろいろな流れの中で、公募というのは組織の透明化ということから、将来、避けて通れないだろうと思います。そこへどういうふうに持っていか、どういう公募にするかということでの検討の一里塚という意味で、この内申委

員会をつくったわけでございまして、公募に反対する方もまだかなりあります。

というのは、今の90%という充足率は、都市部と全部平均してそういうわけでございまして、地方では100%というのはざらなのです。したがって、そういうところは何を今さらということになるわけなのです。ですから、そういうところも含めまして、将来公募制に持っていくというためには、地ならしとして、この内申委員会のようなものをつくって、モデルをやって、その総括を皆さんに提示して、それから歩き出したらどうだろうというのが全国保護司連盟の今の状況でございます。

堀野委員 公募制との関係で、今、団塊の世代が60歳で定年で辞めていく時期で、そして何をしようかというときに、恐らく人材というのはかなり存在するのだらうと思います。

今、内申委員会の方では、恐らく地方公共団体とかPTAでは候補者をすべては把握できないだらうと思います。そうすると、公募制をある程度、これもまたモデル的に、モデル地域的にやってみるということはお考えになったことはないでしょうか。地域的にです。全国的というわけにいかないだらうと思いますけれども。

小畑氏 全国保護司連盟では、適任者の確保の方法について、これだという方法はないと思います。

いろいろ方法があって、例えば公募制も選択肢の1つであり、その方法で問題が起きるのなら、その問題を解消するような形で公募制を発展させることも考えられます。全国保護司連盟の推進研究会では、ともかくやってみて、問題があるのならその問題を解消するような形で、より公募制を充実させた方がいいのではないかとありました。公募制というのは国民の理解を得るために、やはり透明性とかいろいろありますけれども、そういうものも必要ではないかという意見が、全国保護司連盟で出ておりますので、私どもとしては内申委員会のモデル地区を設置して、先ほど宮川常務理事からお話がありましたように、効果があれば、それをもっと広げていくと。それで団塊の世代の方々も、その公募制ですくわれて適任者が発掘できれば、それは非常によろしいことではないのかなということなのです。

野沢座長 よろしいですか。いかがですか。

もう1つ私の方から、これは御相談なのですが、犯罪被害者対策について、これ以上仕事が増えたらちょっと困るという趣旨のお話もございしますが、私は最近、NHKがやってくれました「繋がれた明日」というドラマを拝見しまして、いろいろ実は感ずるところがあったのですが、結局、この加害者だけをお世話をする保護観察の仕事だけでいいのだろうか、被害者とあわせて、やはりこれは1つではないかということですね。したがって、確かに仕事量も増えたり、要員も必要かもしれませんが、むしろ私は、この更生保護という全体の仕事を更に充実して、いいものにしていくためには、むしろこれは一体的に考えてやっていくことが非常に有効ではないかというイメージを持ったわけです。御意見いろいろあるかと思いますが。

その意味で、むしろこれは保護観察官あるいは保護司の皆様の立場を強化する絶好のチャンスではないかという、実は積極的なチャンスとして、この問題を受け入れたらどうだろうかと思います。これは困ると言ってはねつけて、それではだれが世話をするか。それだけの能力と実力のあるグループがすぐに育つかといえば、恐らくそれはノーであろう。とすれば、今一番その能力と経験と、そして可能性を持っておられるのは保護司の皆様と私ども保護観察所の方々ではないかと思うのです。

犯罪の加害者と被害者が両方、裁かれるのと同様に、この立ち直り、復活に関しても、合わ

せてこれは1本の課題として考えたら有効ではないかなと思ったのですが、この辺のところについての御意見、いかがでございましょうか。

小畑氏 全国保護司連盟の保護司活動推進研究会で、やはり犯罪被害者支援対策ということで何回も協議いたしましたので、それで、当初はやはり、保護司が加害者と被害者の両方を担当するのは無理ではないかという意見が大分多くございましたが、保護司活動推進研究会の中で回を重ねる度に、地域社会で悩む加害者、悩む被害者に手を差し伸べるということは、正に更生保護の今後の一つの形ではないかという意見もございます。それで、どちらかという被害者の方に、加害者を担当する保護司が自分たち被害者に対して、我々の期待できるものが、どれだけできるのかという気持ちが何となくありますが、保護司としては何か援助したい、手を差し伸べたいという意識は大分強くなっております。

ただ、保護司活動推進研究会等でも当然、同一の事件で加害者と被害者を保護司がかかわるのは不適當で別々にというのは当然であるわけでございますけれども、ただ、議論されているのは、そういう加害者を担当する、いわゆる保護観察を担当する保護司と、それから被害者を担当する保護司を、別の組織というか、別の形にしたらどうかという意見もありますけれども、その辺は非常に分かれるといたしますか、被害者専門保護司を設けることに若干皆さん方は、やはりどうなのかという消極論、消極的な意見が多いわけでございます。

野沢座長 私は、在職中に、修復的司法というやり方をニュージーランド等が取り入れて効果を上げているということで、皆さんと一緒に現場まで視察に行ってきたのですが、非常に前向きに取り組んでました。特に子どもたちに対しては有効であると思います。被害者と加害者が向き合って、お互いに相手を許すことによって再犯が減り、刑務所1つくらいはそれで節約できると、そこまで言い切っているわけです。

そういう中で、今回の内閣府の議論を見ると、被害者団体が、これ以上私どもを苦しめるのかという御意見もあったりして、あの報告書の中にはそういう言葉が出てきませんけれども、実は一番大事なところはやはりそこで、お互いに、加害者に対して恨みを持つ、あるいは被害者に対して哀れみを持つということではなくて、お互いに近づける場があれば、これは本当の解決になってくるのではないかと、まだその期待は持っているわけです。

その意味からしても、この全国保護司連盟の皆様が、被害者はもう勘弁してくれとおっしゃってしまうと取りつく島もなくなってしまうのですが、やはり受け入れていただいて、前向きに取り組んでいただけたらなれば、また書き方、書きぶりは御相談いたしますけれども、報告書の中でも何とかならないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

宮川氏 今、座長から修復的司法のお話がありましたけれども、これはむしろ更生保護の目的に属するところだと私は思います。我々、民間の人間が更生保護にかかわった意味はそこにあるのだと思うのです。最後に、加害者と被害者がどう和解するかということです。実際、恩赦の部分では、今までも恩赦を獲得するために、被害者の方にお会いして、何とか許してやってもらえないかということをお互い程度はやっているわけです。ただし、それは恩赦を獲得するためにやっているもので、必ずしも被害者のためにやっているわけではないというところがあって、その誤解がまだ社会にあると思うのですが、やはり更生保護の目的は、社会で両者が和解できるようにすることが目的でして、そういう意味では、積極的に保護司が修復的司法を目指して努力することが必要だと思います。その限りで被害者対策を考えるべきだと思うのですが、ただ、その力量が今の保護司会にあるかどうかについては、今後検討しなければいけないと思

います。

谷川氏 これは、日本ではまだやったことのないことを始めようというぐらい難しい、大変大事な問題であり、大変な困難を伴う問題だとは思いますが、しかし、満期になった人々を社会へ送り出すことが刑事施策上良策なのか、それとも、執行猶予付きであろうが、一刻も早く一度社会へ出して、もう二度と再び帰ってくるなよという政策をとった方がいいのか議論が分かれるところだと思うのですけれども、だれかが被害者のサイドに立たなければならないこともあるし、同時に、加害者の気持ちがそこで転換するような政策があるとすれば、それはいろいろな難しさがあっても、努力してみなければいけないところへ今来ているような気がします。

それでは、だれがそれをやるかということ、いろいろな人がやるかもしれませんが、今まで保護司がやっていた仕事というのは、できるだけ、それこそ個人情報に関することにならぬよう、余り表へ出さないように、自分が保護司であることすら表へ出さないような努力までして、一生懸命になって社会へ復帰できるよう努力をしてきましたけれども、いよいよこういう新しい制度をやっていこうとすれば、これから先の保護司というのものは、やはり何か知恵を出していかなくてはならないのだらうと思います。我々が会合して議論をしておる中でも、既にいろいろな議論が出てきております。しかし、我々としてはやはり、これはやっていく方向で努力していくべきだと、私は個人的には感じております。

野沢座長 是非ひとつ御検討いただき、また御議論いただいた上で、新しいその制度なり手法なり、そういった有効なものがあるならば取り入れた保護司活動を開発、開拓していただければ有り難いと思っております。

いかがでしょうか。

本江委員 ちょっと話は変わりますが、保護司を長いことやっておられて、保護司の方が夜、つまり夕方5時以降に出動されるという場合、その対象者が何か問題を起こしたとか、あるいは新しい犯罪を起こしそうだとか、いろいろなことで出かけられることもあると思うのですが、夜出動されるというのはどれぐらいの回数、どんなケースであるのでしょうか。

宮川氏 数はちょっとはつきり上げられませんが、おおむね夕方から夜だということですね。早朝来訪したり往訪するということはありませんから、おおむね夕方。行動がおおむね夕方、深夜にわたります。今日のように勤務が変則的な子どもなどがおりますと、往来訪が深夜にわたることは再三ありますし。特に来訪は、とんでもない時間に電話をかけてきて、今から行きますということがありますし、そういう意味では、時間帯として深夜に及ぶことはもうしばしばでございます。ほとんどと言ってもいいぐらいですね。

永見氏 私の場合は、以前ですけれども、担当していた少年について、夜中の2時ぐらいでしたか、警察から電話かかってきまして、今、歌舞伎町で補導したが、私が迎えに行けば返してやる、だから来ないかということで、迎えに行ったことがありました。

本江委員 この間の「繋がれた明日」の中にも、保護司の方が何回か警察とその対象者との間に入って、間を取り持って、身柄を何回も引き取りに行くという場面が出てきましたけれども、やはりそういうことがあるのだらうと思うのです。そういうときに、保護観察官への連絡、保護観察官の出動、これは一体どうなっているのでしょうか。

永見氏 夜中の2時だと、それは連絡は無理だと思います、現在の体制では。

宮川氏 先ほどの話ですけれども、保護観察官に対する遠慮といたしますか、やはり保護観察官の勤務時間を承知しており、一生懸命やってくれている状況もよく分かっていますから。で

きる限り我々でできることは我々でやろうということと、これは補導の範囲ですから、それはやれると思うのです。ただ、深夜に及んだ場合など、女性の保護司の中には非常に不安を感じて、何とか相談の連絡をとりたいという方はあります。それは、仲間同士の保護司で今はやっていますけれども、できれば保護観察所で対応を配慮していただければ有り難いと思います。

本江委員 東京の場合には、いわゆる保護観察所あるいは保護観察官と連絡をとろうと思っただら、とる意思さえあれば、とれることにはなっているのですか。

宮川氏 ええ、とれます。

野沢座長 宿直制になっていけば、そこへすぐ連絡を入れられるわけですね。

宮川氏 そうですね。

野沢座長 その点も1つの課題として、今ここで抱えておる問題なのですが。

宮川氏 緊急な対応がスムーズにいったいないというのが現況です。

本江委員 あと2点お聞きしたいのですが。

1つは、“社会を明るくする運動”だけではないのですが、いわゆる保護司の皆さん方がポケットマネーを出さざるを得ない、保護司の皆さん自身の寄附によって組織活動をなさるという場合、具体的にはどういう事例が多いのか、ちょっとイメージをお聞かせ願えると有り難いのですが。

永見氏 私自身はそんなにはないのですが、例えばですが、地区で、本当の自分の地元のところで、“社会を明るくする運動”の講演会とかを開くことがあります。その場合、講師をお願いする。講師もいろいろな方がいらっしゃいますけれども、場合によると、その講師料の出どころがない場合もありますし、ちょっとその予算では十分でない場合もあります。そういう場合、例えばですけれども、お車代とかそういうことがあるかなということでしょうか。

本江委員 やはり会場を借りたり、そういうことにも費用はかかるのでしょうかね。

永見氏 会場は、中野区の場合は大体公共施設を使っております。地域センターとか、そういうところですので、それはかからないと思います。そういう点では行政側の援助といいましょうか、支援は受けていると思います。

本江委員 宮川常務理事のような中央ではどうなのでしょう。

宮川氏 結局、予算がこの間決まったのですけれども、東京の場合は、ちょっと今資料がないのではっきりしませんが、葛飾の場合は、年間、保護司会の予算の中に150万円、“社会を明るくする運動”の予算を組み込んである。それ以外に更生保護女性会や、ほかの団体、保護観察協会もあります。保護観察協会というのは御存じのように、保護司が同時に地区の保護観察協会の主な会員として、各々5千円とか1万円出した金を集めてやっている団体です。本来は地域の人に御協力を頂いて資金を集める組織だったのですが、実際やってみると、保護司が自分の顔で何人か会員を集めてくるだけで、結局、自分も出さなければいけないとなる。その金を保護司会の中に助成金として入れて、保護司会の予算ができ上がっている。その中の150万円ぐらいを“社会を明るくする運動”に使うという形になっているのが実情です。東京の場合、保護観察協会はもう少し健康ですからいいですけれども。

谷川氏 この問題について、ちょっと私からもお願いできますでしょうか。

所によっては、特に“社会を明るくする運動”のようなときですが、人が集まるような場所を持っておる企業が無償でそれを貸してくれる。これ実質の寄附なんですね、お金が動いてい

るわけではないのですけれども。もし会場費だったら、どんなに保護司のそれぞれが出し合っても、カバーできっこないぐらいのことが起こっているのです。誠に残念ですが、保護司のやっている仕事というのは、利潤を得ようとして動いているところは1つもないような気がするのですが、制度的に見ると、組織のないところに対しては寄附免税の対象にならないのです。全国で数は少ないですけれども、NPOでもしっかりやっているところは、それではということがあるわけですから、保護司のやっているこの仕事については何とかもう少しまい具合に、寄附免税の対象になるような制度を、是非つくっていただければ非常に有り難いという感じはいたします。

永見氏 確かに“社会を明るくする運動”はいろいろな費用がかかりますので、中野区保護司会でもいろいろ考えまして、実は4、5年前からですけれども、“社会を明るくする運動”の時期の広報誌がありますが、ここに思い切っているいろいろな企業から協賛広告を頂いて載せることにいたしました。それほど何か違和感はないように思うのですけれども、最後のページもサンブラザなどが出ています。これで1枠、最低が2千円という、割合低い値段ですので、百二、三十件、広告を頂いています。ですからこれで40何万円かの財源、それを“社会を明るくする運動”の方に、保護観察協会を通してですけれども、充てております。そういう工夫もしております。

宮川氏 それから、今、財源の話がありましたので、地方公共団体の協力の問題ですが、これは本江委員が保護局長のときに協力規定を法改正でつくっていただいたわけなのですけれども、最近の傾向を見ますと、財政難と、もう1つは合併ですね。市町村の合併で、私の知る限りでは大きく後退をしております。地方公共団体は、できればやめたい、それから提供できないという状態が現況でございます。こういう点でも、やはり更生保護の重要性というものを地域や地方公共団体にももっとよく理解してもらいたい。

それから、今の“社会を明るくする運動”に対する一般の協力についても、一般社会に更生保護の意味について十分知ってもらいたい。そういう意味で、“社会を明るくする運動”は非常に重要だと思いますが、同時に国としても、更生保護全体を国民に理解してもらえようという、何か方策を考えてもらいたいというのが要望でございます。

永見氏 そうです。今、宮川常務理事がおっしゃいましたように、これはお金の問題だけでなく、ここに協賛してくださった方々に、その“社会を明るくする運動”を理解してもらおうという面でもメリットがあると考えております。

それと、もう1つなのですけれども、イベントについて、中間報告の中で、負担になっているという表現がありましたけれども、確かにそれはそうだと思います。負担ですけれども、でも、私はイベントも大事だと思っております。イベントは、やはり地域の中で行政、学校、PTA、それから町会、そういういろいろな団体と連携をとる、そういう場でもあると思うのです。その中で、この更生保護の考え方を訴えていく、そういう大事な機会でもあるかと思っております。ですから、私はむしろ、やはり“社会を明るくする運動”ということだけではなくて、もうちょっと広げて、やはり今、日本では安全な社会をつくるというコンセプトといいましょうか、そういうことで、もっと日本全体で運動を進めていただけたらいいのではないかと考えております。

例えば、極端なのですけれども、赤い羽根があります。それから緑の羽根があります。それと同じように、ひまわりがシンボルマークですので、その黄色い羽根とかいう形で、全国的に

PR活動を繰り返し広げて、社会全体でそういう安全なまちづくりに取り組んでいく。そのためには、そういう財源にもなると思いますし、それをまた透明な形、きっちりした形でみんなに知らせていくということも大事だと思います。

ですから、企業などももっと協力すべきだと私は個人的に思います。経済活動もやはり安全な社会でなければ展開できないわけですから、企業のそういう利益の還元といいたいでしょうか、社会的貢献という点でももっと取り組んでいただき、関心を持っていただけたらと思っております。

野沢座長 パブリックコメントで頂いた中に、この“社会を明るくする運動”がマンネリ化しているとか、形式に陥っているとか、やや負担に感ずるとか、いろいろありましたので、どうかなと思って気にしていたのですが、非常に明解に今お話を頂きまして、中身をもっと考えて、また多様化し、かつ本質的な問題を前へ出してということであれば、やはりこれは大変大事なことだと思いますので、また中で議論した上で、よく取り込んでいきたいと思っております。

本江委員 またちょっと話が変わるのですが、この全国保護司連盟からの意見書は丹念に読ませていただきましたが、その中で、保護司の方々がいわゆる対象者と面接する場所に最近非常に困っていらっしゃるとありました。特にマンションにお住まいの方が増えていっているのだらうと思いますが、そういう中で、この保護司の面接場所を今後確保する努力をしていかなければいけないということが書いてありました。具体的には、どういう場所を念頭において探しておられ、どういう場所に目をつけておられるか、また、それに対してどういう予算があればいいか、何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思うのですが。

宮川氏 具体的にというところまでは詰めていないのですが、実際、特に女性保護司に多いのですけれども、保護司にお願いする場合、面接場所等の問題について、やはり二の足を踏まれる方が非常に多い。それからまた、実際に保護司の職に就かれても、面接が怖いとか、1対1でやるのが非常に気持ち悪いということで、確かに以前と対象者も変わってまいりましたので、そういう件もあります。そういうこともあって、我々も考えなければいけないだらうと思っておりますが、地域では、バブルのお陰で、実際は空いた箱物を行政が結構抱えています。お金は出せなくても、その箱物については何とかかなるのではないかという気が、私はしております。そういう意味でも地域の行政の協力を得なければいけないということと、それから、まず保護司会の事務所のようなもの、センターのようなものをつくって、その中で面接ができるような体制をつくらなければと思います。

ただ問題は、今度はそれをどう管理するかという問題、そこに、だれかに常駐させておかなければいけないということになると、詰まるところ、物と金と人の問題になってきて、我々の力では今のところ何ともできないというのが現状でございます。何とかしてその面接場所と、保護司会のセンターといいますが、そういう事務所のようなものが獲得できる方向で御理解いただければ有り難いと思っております。

野沢座長 この間、私が見学しました山口の例では、場所と、その事務的な扱い、それから、それを支える資金も含めて、地方公共団体が全面的に協力をしてきているところがあるので、こういう例をほかでもひとつやってみたらどうかなと、非常に明るい気持ちで帰ってきたのですが、レポートを頂いていますから、何でしたら、また参考にしてください。

金平座長代理 今の、その地方公共団体の協力ということに関連してですけれども、たまた

まこのメンバーの中には三鷹の市長、清原慶子さんが委員として参加していらっしゃいます。たまたま今日は私どもの卓上に参考資料として出されている御意見があって、本日はお休みなので、先ほどから皆様のお話を伺いながら、地方公共団体の首長として参加していらっしゃる清原委員の御意見を一生懸命読んでいたのですけれども、ちょっとこういう御提言があるので、これについてどうお考えになるかを伺いたいと思います。

例えばと書いてあるのですけれども、ちょっとその前に、改めて保護司会、保護司が地域の犯罪予防活動の重要な「人財」であることを地方公共団体が明確に位置付けて、そして地方公共団体と保護司の緊密な組織的関係を取り結ぶことが1つの方法ではないかという前提がございます。それで保護司に提案しますということなのですが、例えば法務大臣から委嘱された保護司が、一方では地方公共団体の首長から安全・安心づくり等にかかわる何らかの名称の委員の委嘱を受けて、そして地域の犯罪予防活動、犯罪のない社会づくりの活動などをする事による連帯というのはいかがでしょうか。そうすることによって、その保護司会活動の2つの役割の中の、地域に根ざして、要するに犯罪予防、地域犯罪予防をすることができるということです。例として、何か民生委員の場合、三鷹市では民生委員は三鷹市長が委嘱した社会福祉委員でもあるのだそうです。そういう事例を出していらっしゃって、それで市が行う諸事業に市民とのパイプ役になってもらって、大変うまくいっていると。ですから、こういう限られた地域の取組の中で、何かそういうことができないだろうかという御提案なのですが。

私も突然御提案というか申し上げていますから、組織としては御意見を出せないでしょうけれども、宮川常務理事とか、今日お見えのお二人の先生方、例えばそういうことをすれば、地方公共団体としては非常に、自治体の首長としても支援がしやすいというか、活動に対する何らかの支援ができるという意味での御提案だと思うのですが、個人的にはいかがでしょうか。

宮川氏 確かに今、民生委員の制度についてお話しいただきましたけれども、私ども、私個人の意見では、民生委員の組織というものを非常に参考にしております。

最近の改革、どこまでどうやるかというときに、やはり民生委員の選ばれ方なども、ある程度内申委員会では参考になるなと思ってはいますが。

今、先生がおっしゃった民生委員を、実は保護司の中に兼ねている方がたくさんおまして、私も民生委員を20年ほどやっておりますが、民生委員は、3年に1遍、一斉改選で委嘱状の伝達式があり、区長から1人1人に伝達がありますが、保護司の再任委嘱状は研修会での主任官からの伝達です。

先ほど会長からお話がありましたけれども、保護司は今までどちらかということと地域から身を隠す、対象者のために身分を明かさないということで、できるだけ地域に出ていかない、そういう歴史が長かったものですから、ここのところへ来て急に出ておりますので、そこまで踏み切っていないというのが現状ですけれども、今後は堂々と更生保護の目的と意義を主張して地方公共団体の理解と支援を得たいと思います。

永見氏 私も全く同じです。先ほど申し上げました“社会を明るくする運動”というような活動を展開する上でも、もう今や身を隠してはられない、そういう事態になっていると思っております。

金平座長代理 ありがとうございます。

堀江委員 1点だけ。ちょっと先ほどからのどもとに何かひっかかっているのですけれども、意見書の最後のページではっきりとおっしゃっていることですが、「実質的に業務を遂行可能

な人的資源と予算の裏付けのない改革は、組織論から考えても頓挫する可能性が高く、現状の改善につながらないものと思われる。」というこの一文と、それからその最後のところに、「できるだけ保護観察所の体制整備が図られるよう、保護観察官の増員を含め、その趣旨を明確に盛り込まれたい。」というのは、この御意見の1つのコアをなしていると私どもは理解するのですね。

先ほど、法務大臣が最後に加えられたお言葉の中に、やはり何ていいますか、官から民へという大きな動きの中でこの問題をとらえると、状況は不利な方向に動くのではないかという心配を私は若干抱いたのですけれども、そのこのところですね。やはり御意見としては、この有識者会議に、やはり保護観察官のかなりの増員、これを望まれる趣旨と理解してよろしいわけでしょうか。

谷川氏 私からちょっと申し上げます。

私、法務大臣を経験いたしましたけれども、昔の法務省はどうか知りませんが、現在の法務省のやっている仕事というのは、ものすごく一般社会につながっている仕事がいっぱいございますが、残念ながら法務省全体は本当に小さな小さな役所です。ですから、我々のやっている保護司の仕事についていろいろ御心配いただいて、人の問題にしても、お金の問題にしても、何とかしなくては、どうもならないではないかと言っても、もう一つ大きなところで枠をつくっていただかない限り、法務省の中でこれをやれということはものすごく難しい。ほかにやる仕事もいっぱいございますから。

そこで私感じるのですが、これは全く私の個人的な意見なのですが、やはり先進諸外国を見ても、日本だけがこういう状態ではなくて、みんなそれぞれ、社会の中におけるマイナス要因をどうやって押さえ込むかということにもものすごく苦労しておりますけれども、私はやはり、国全体として、国の持っているいろいろな資産をどううまく使っていくかという中に目を向けていただいて、そこで新たに、是非それをつくり上げていただくような御提言を頂けたら、法務省の諸君も、仕事は一生懸命になってやっていますので、すごく大きなプラスになるような感じがしております。

佐伯委員 一言だけよろしいでしょうか。

先ほど、法務大臣が大きな政府につながるとおっしゃったのですが、小さな政府というのは夜警国家であって、国民の安全を図るために予算を使うというのは正に小さな政府の体现であるろうと私は思います。

宮川氏 よろしいでしょうか。今の件ですが、更生保護の歴史的な経緯の中で理解していただかなければいけないと思うのですが、もともと更生保護は民の運動を官が刑事政策に取り上げた制度であり、私は数の上では初めからアンバランスだったのだと思います。

したがって、最近の流れの中では確かに小さな政府ということもありますし、それから人員削減の問題もあります。重々それは一般的には分かりますが、更生保護に関する限りは、やはり民がやってきたことを監督する、監督補導していくには、いかにもお粗末というか、人数が少な過ぎるというのが私の、民間人の実感です。その点で、発想を今の行政改革の中で考えていただかないで、やはり更生保護の歴史の中で、これだけの保護観察官でいいのかということをお考えいただいて、保護司と協働態勢の保護観察官を、是非増員していただきたいと思えます。

野沢座長 一番大事なポイントでございますので、私もその点をずっと初めから意識して議

論をしてきておりますが、やはりこの有識者会議の立場としては、必要なことは申し上げなければいけないと思っております。それをただ具体的にどうやって実現するかという問題については、様々な知恵が必要かと思っておりますが、幸いなことに、今、国の方の大方針も安全・安心の国づくり、また、地域のトップもそういう方向で動き出しておりますし、現実に定員あるいは予算の措置もここ1、2年はプラス指向で実績を積んでできておりますから、そこは法務省を信頼して、私どもは議論すべきこと、言うべきこと、なすべきことをきちんと指摘し、それを明確に表へ出すことが使命だと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、いろいろ議論が尽きないと思っておりますが、時間も参っておりますので、引き続き、官民協働のあり方の議論に入りたいと思っておりますので、ここでマスコミの皆様はちょっと御遠慮いただいて、この全国保護司連盟の皆様には引き続きひとつ議論を聞いていただいて、場合によっては議論に参加していただければいいかと思っておりますが、それでよろしいですね。

〔報道関係者退室〕

4．更生保護における官民協働のあり方（保護司制度等）について（意見交換）

野沢座長 それでは、更生保護における官民協働のあり方、保護司制度等についての意見交換をお願いしたいと思います。まず説明の方をお願いします。

事務局 それでは、更生保護における官民協働のあり方、特に保護司制度等について御説明したいと思います。

官民協働態勢のあり方、それから保護司活動の基盤整備について、更生保護が国民及び地域社会の理解を得るための方策についてという3点について、幾つかの論点を整理したところがございます。これまでのお話の中で、この論点と重なる部分がもういろいろとお話しなされておりますので、今、少々お時間を頂き、ちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、官民協働態勢のあり方のところにつきましては、私ども保護局といたしましては、保護観察官と保護司の協働態勢でこの保護観察が行われているわけではございますが、今のお話にもありましたように、保護司に多くの部分を、保護観察処遇の大半を委ねてしまい、官としての責任が明確化されていないのではないかという点については深く反省しているところであります。この役割分担というものをもう少し明確化すべきなのではないかと考えております。

現在の保護観察官及び保護司の事務に関する主な規定ということで、犯罪者予防更生法の例えば第39条におきましては、実行機関ということで、「保護観察において行う指導監督及び補導援護は保護観察官又は保護司をして行わせる」ということで、どちらがどの職務というような規定にはありません。同じような役割を果たしている。上の方に指導監督の方法、補導援護の方法がありますが、そういう規定でございます。また、犯罪者予防更生法第20条におきまして、「保護司は、保護観察官で充分でないところを云々」という形になっている読み方から、やはり保護観察官が主たる業務を行い、保護司が足りないところを行うのだという規定というものを十分に考えるならば、現在のやり方、保護司に多くのものを過度に依存しているという中間報告のところにつきましても、真しに反省しなければいけないと思っております。

そういう中で、この役割分担を明確化するという辺りを、やはり規定そのものをもう見直す必要があるのではないかと考えております。具体的には、やはり官の責任というものを、保護司の方、保護司のボランティアというものの責任というものを分けて、やはり保護観察官が、官が責任を持ってやるのだと、保護司はその補導援護の部分を中心として、保護観察官の足りないところを助けていくのだという規定で、そして規定と、それから運用の実態といたしましても、例えば処遇困難なケース、あるいは、実際には今もやっておりますが、所在不明とか実態不明のような、ある程度権力的な関与が必要なケース、あるいは性犯罪者の処遇というような専門的処遇を必要とするケース等については、保護観察官が直接的な関与、あるいは主たる関与をするという運用につきましてもきちりとしていく必要があるのではないかと考えており、これにつきまして検討しているところでございます。

それから、支援につきましては、今まで十分に保護司の方から出ましたので、保護観察処遇におきまして保護司への支援の強化というものは早急に図っていかねばならない問題だと思います。保護観察所の体制、保護観察官の専門性も大変重要なところでございまして、保護観察官が、この体制の問題も含めまして、当局としましても努力していかねばいけないと思っています。先ほど、細かいところの御質問がございましたように、保護司の方々は夜、急な連絡で飛び出すということがあるときに、保護観察所がその連絡に応じることができるような体制、適時的確な支援というものができるといえるような体制というものが必要だと考えております。

基盤整備のところにつきましては、法務総合研究所が行った「保護司の活動実態と意識に関する調査」の中で、先ほども御説明がございましたが、新たに保護司になってもらうため、又は保護司を長く続けてもらうための大切な方策という辺りのことは、十分にもう考えていかねばいけないと思っています。保護観察対象者との面接の形態や面接場所の確保につきましては、幾つかの御意見が保護司、全国保護司連盟の方からもあるところでございますが、当局側といたしましても、例えば更生保護施設内の会議室の借用はできないか、地方公共団体の施設の借用はどうか、法務省関係の空き庁舎の活用、あるいは民間の建物の賃借等、積極的に検討をしているところでございます。

それから、保護司実費弁償金の内訳について、座長の方から御指示を頂きまして、地方公共団体の支援状況につきまして緊急調査をいたしました。これは、各保護観察所を通じまして、保護司会に対して財政的な支援がどれくらいあるのかと、あるいは保護司に対する面接場所の供与はどれくらいなされているのかというものを、緊急的に調査したものですから正確無比だというものではございませんが、地方公共団体におかれましては、平均しますと、各保護区、保護司会に対しまして47万円強という助成が出ているということでございます。保護司会の事務所等につきましては、保護司会長あるいは保護司会事務局長宅に置かれているというのが50%強を占めておりまして、それ以外は、市区町村役場内あるいは社会福祉協議会内という形で、地方公共団体の支援が得られているところは3分の1強でございます。それから面接場所につきましては、この調査におきましても、2千近い市町村の中で、ちょっと調査が十分ではございませんが、保護司に対して面接場所を供与しているという地方公共団体の数につきましては甚だ少なかったという結果でございます。

それから、一番最後のテーマで、更生保護が国民及び地域社会の理解を得るための方策についてというところの一番最後に、学校教育・社会教育と法というテーマを考えています。これにつきましては、広い意味での法教育というものとも関係するのではないかとこの観点から考

えているところです。更生保護が国民や地域社会の理解を得るためには、これからも広報活動は非常に強化していかなければなりませんけれども、それ以前にも学校教育とか社会教育の中で遵法精神が涵養され、更生保護思想につきましてもきちんと伝わる、根付くということが必要だと思われまます。そういう中で、当局といたしましても、保護司と学校との連携活動の充実のために、中学生サポートアクションプランというものを実施してありまして、例えば総合的学習の時間で保護司が更生保護について話をする、あるいは薬物防止教室、非行防止教室等を実行する、あるいはサポートチームの参加というような形で、中学校との連携活動を充実する活動を進めているところですが、更にこの事業を進めていきたいと考えております。

以上、論点につきまして、簡単に申し上げました。

野沢座長 はい、ありがとうございます。

ということでございまして、保護司制度のあり方、まずそもそも論から始めまして、それでは、官民、どちらが責任持ってどうやるのだ、その協力のあり方、それから具体的な事例、さらには国民の理解・協力、こういった様々なテーマがあるかと思いますが、ひとつ一括して、どこからでも結構ですから、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひますが。

佐伯委員 1点質問なのですが、先ほどもちょっと話題に出ておりました保護司法第17条で、地方公共団体は必要な協力をする事ができるという規定なのですが、これを読むと、本来できないのだけれども法律によってできるようにしているとも読めるのですが、なぜこういう規定が設けられたのかということについて、もし立法経緯がお分かりでしたら教えていただきたいのですが。

事務局 平成7年に更生保護事業法という法律ができました。それは更生保護施設の法律でございすけれども、そこで最初に、地方公共団体の更生保護事業に対する協力規定が設けられました。それを受けまして全国保護司連盟の方から、保護司法にも同じように地方公共団体の協力規定を置いてほしいという陳情・要望がございまして、平成10年の保護司法の一部改正で地方公共団体の協力規定が設けられたということでございます。

立法の裏事情といたしまして、法務省としては総務省の方に、その義務規定として、地方公共団体が保護司の活動に協力しなければいけないという義務規定を置いていただけないかと、各省協議をしたわけでございすけれども、協力することができるという、その協力規定という形で最終的に調整がついたという経緯がございす。このような規定がなくても、地方公共団体が地方自治法の規定によりまして協力することができるのは当然ではございすけれども、こうした規定を置くことによって、より協力を推進したいという立法経緯がございす。

佐伯委員 更生保護事業法のその規定というのは何条になりますか。

事務局 更生保護事業法第3条第2項でございす。「地方公共団体は、更生保護事業が犯罪をした者の更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる更生保護事業に対して必要な協力をする事ができる。」これが第3条第2項で規定されたことを受けまして、保護司法にも同じような規定が必要ではないかということでございます。

佐伯委員 はい、どうもありがとうございます。

野沢座長 せっかくこういうルールがあるのですから、もうちょっとこれを活用することが大事かと思ひます。

地方公共団体から4億2,300万ほど助成を受けているというのですが、これこそ桁を1つ、2つ上げてもいいのではないかと数字だと思ってしまう。それにはやはり首長さんになる人は、自分の地域は安全な安心なまちにしようという決意を、市民や町民の皆様と約束して実行していただく。マニフェストにそれをうたいあげていただければいいわけで、今のルールの中では、これはやればすぐできることではないかと思えます。そうすると、少なくともこれだけの実績のあるものを、恐らく何倍、何十倍にもできる可能性が、この部分にはあるのだということをおは指摘しておきたいと思っています。

ここは大分議論があらうかと思いますが、ここで全部議論し尽くすというわけにはなかなかいかないと思えますので、また次回、引き続き議論のチャンスと問題の集約を図ってまいりたいと思えます。本当に今日は長いことありがとうございました。

また、長時間にわたりまして全国保護司連盟の皆様には貴重な御意見を頂きましたこと、改めて御礼を申し上げたいと思えます。できる限り、提言の中に意見取り込みまして、今後提言を報告するときには、また改めて御相談をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、次の予定を事務局からちょっと御説明したいと思えますので、お願ひします。
事務局 事務局でございます。

予定を申し上げます。本日の会議の冒頭で御議論いただきました前回のとりまとめにつきましては、簡単に修文できるような話ではございませんので、こちらの方で本日頂いた御意見を踏まえ修文作業をしまして、次回の会議でまたお諮りさせていただきたいと考えております。

次回以降の予定でございますが、次回、第12回の会議は4月13日木曜日でございます。時間については午後2時からということで御案内しておりましたが、これを変更させていただきまして、午後1時15分からと繰り上げさせていただきたいと考えております。終了時刻につきましては、午後5時までおとりいただいているかと思えますので、大変恐縮ですが、午後5時までさせていただければと思っております。会場は前回会場になりました20階の最高検察庁大会議室でございます。内容につきましては、執行猶予者保護観察制度のあり方についての意見交換をメインとしまして、裁判所、検察庁の関係者から御説明を頂いた上で意見交換を考えております。加えまして、今回の御議論の続きをと考えているところであります。

それを終えまして、4月17日からの週で視察を企画しております。仙台保護観察所等の視察ということですが。大都市で、事件数が非常に多くて、直接処遇実施班がないところという観点で視察の計画を立てております。また今後、御参加いただけるかどうか、個別に日程調整させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

その後は、第13回の会議を4月27日午後2時から、会場は同じく最高検察庁の大会議室ということでございます。ここでのテーマは、保護観察のあり方、それから仮釈放の許可基準の問題が残っておりますので仮釈放許可の基準、そして仮釈放制度は今後どんな方向にいくのかという大きな制度論、それから刑期満了者への対応等も含めて、そしてそこでの制度設計を踏まえて、保護観察をどういう仕組みで考えていくのかというトータルとしての保護観察、更生保護制度全体のあり方等々について、御意見、御議論を頂こうかと考えているところでございます。

以上でございます。次回、時間が変わりましたので、よろしくお願ひいたします。

野沢座長 ほかに、よろしゅうございますか。それでは、どうも本日はお忙しいところをありがとうございました。

- 了 -